

令和元年

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会  
会 議 録

第1回（8月）定例会

8月13日開会～8月13日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会



令和元年第1回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名について	2
○会期の決定について	2
○諸般の報告	2
○行政報告	2
○一般質問	3
波多野靖明君	3
鈴木正人君	7
田中正男君	21
西島信也君	35
八木基之君	46
○報告第1号の上程、説明、質疑	58
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○会議時間の延長	70
○閉会の宣告	72
○署名議員	73



令和元年第1回（8月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年8月13日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 行政報告  
日程第5 一般質問  
日程第6 報告第1号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の継続費の繰越しの報告について  
日程第7 議案第5号 平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について  
日程第8 議案第6号 令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）  
日程第9 議案第7号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定について  
日程第10 請願第1号 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業の落札者決定に関する請願書

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（8名）

1番 波多野 靖 明 君	2番 鈴木 正 人 君
3番 西 島 信 也 君	4番 杉 山 誠 君
5番 笹 原 恵 子 君	6番 八 木 基 之 君
7番 柴 田 三 敏 君	8番 田 中 正 男 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 小 野 登志子 君	副 管 理 者 菊 地 豊 君
会 計 管 理 者 城 所 章 正 君	事 務 局 長 望 月 昌 浩 君
参 事 兼 計 画 係 長 渡 辺 一 仁 君	計 画 係 長 浅 田 克 彦 君

---

職務のため出席した者の職氏名

書 記 西 島 圭 美

開会 午前9時30分

◎開会の宣告

○議長（杉山誠君） 皆さん、おはようございます。これより令和元年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（杉山誠君） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（杉山誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉山誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番波多野靖明議員、2番鈴木正人議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（杉山誠君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査結果につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（杉山誠君） 日程第4、行政報告を行います。管理者より、発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 皆様おはようございます。本日は、夏の最中に、組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。令和元年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、新ごみ処理施設整備・運営事業の進捗状況について、でございます。入札に関する手続きにつきましては、現在、5月の組合議会臨時会でも報告させていただいたスケジュールに沿って執行しているところでございますが、去る7月5日、第6回事業者

選定委員会において、総合評価による最優秀提案者が決定されました。その後、7月9日、正副管理者により、これを落札者とすることを決定し、7月10日には組合議員及び構成市議会議員の皆様へ、その事業者選定の結果をご報告させていただき、組合ホームページで公表しました。そして、7月30日には落札者と基本協定を締結いたしました。

事業者選定委員会による審査講評については、本日中に組合ホームページへ掲載させていただきます。今後は、8月下旬に仮契約を締結し、その後、9月下旬に予定しております組合議会臨時会において本契約の議会承認をお願いすることとなります。

次に、組合の顧問弁護士契約と訴訟について、でございます。組合では、今後、契約の締結、建設工事の着工等、事務の遂行に関連して法律上の疑義・問題等が発生する可能性を考慮し、5月31日に、小川・重光法律事務所、弁護士小川良明及び弁護士重光純との間に顧問契約を締結しました。

また、新聞報道により既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、7月10日付けで、管理者を被告とする公文書部分開示決定処分取消請求の提訴があったため、別途、弁護士重光純と訴訟委任契約を締結しました。訴訟の内容は、事業者が提出した見積書の開示請求に対し、部分開示とした決定を取り消すことを求めるものであります。情報開示については、組合の情報公開条例等での規定に基づいて実施しており、今回の見積書については企業秘密等が含まれ、提出した事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、部分開示としたものであります。

なお、両契約につきましては、当初予定していなかったことと、早急な対応が必要と考へたことから、予備費を充用して対応することとしましたので、ご報告させていただきます。

当事業は、平成17年に2市での共同設置の方針を決定してから、建設地決定までに10年を要してきた経緯があります。2市にとって必要不可欠な施設を、市民の皆様にとって、より有益な形で整備していくために、協議、検討を積み重ねて、事業を進めてまいりました。

本契約を目前に控えた時期ではございますが、当事業に関しまして、住民の皆様から様々なお声をいただいております。2市にとって、数十年に一度の大きな事業であり、事業の特殊性もあることから、組合では、住民の皆様方にわかりやすい説明を行うことに努め、今後も丁寧な情報発信を行ってまいります。

議員の皆様には、当事業の進捗に関して、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。行政報告といたします。以上です。

○議長（杉山誠君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（杉山誠君） 日程第5、一般質問を行います。今回は、5名の議員より、発言の通告がございました。質問は受付順に発言を許可します。申し合わせにより、1回目の発言は登壇し一括質問とし、2回目以降は自席で一問一答方式ということでお願いいたします。また、質問時間は、再質問を含めて、30分以内とされておりますので、通告時間内をお願いいたします。なお、質問通告時間の残りにつきましては、残時間表示計に表示されます。また、終了3分前と1分前にはベルにて残り時間をお知らせいたします。これより順次質問を許可します。最初に、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 議席番号1番、波多野靖明でございます。当組合議会の管理者に、事業について質問をいたしたいと思えます。まず、件名1、テレビ放送について。6月の下旬、テレビTBSの噂の東京マガジンという番組内で当組合の事業が取り上げられました。その放送後は、私のところに市民から「実際はどうなっているのか」といった質問もございました。管理者も放送をご覧になったと思えますが、市民からの反応はどうだったのかお聞きいたします。また、放送された内容についてはどう捉えているのかお伺いいたします。

件名2、入札方式について。今回の当組合で採用している総合評価一般競争入札という入札方法について、今まで発注事例が少なく、わかりにくいところもあるのではないかと。総合評価一般競争入札とした経緯について、確認のため教えていただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（杉山誠君） それでは、ただいまの波多野議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 波多野議員のご質問にお答えいたします。その前に私の話を少し聞いてください。今議会において、5人の質問者のうち4人までが、TBS系列で6月23日に放映された、噂の東京マガジンという番組で伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の事業が取り上げられたことについて質問されております。4人の議員の方からは、この番組がどのような番組なのかご存じだったのか、そしてなぜ当組合の事業が取り上げられたのか、また、この番組が製作されていることや放映されることをどのような時点で知ったのか、お聞きしたいところでございます。私、管理者のもとには、4月下旬に放映するというので、TBS系列から3月に取材の申し込み、4月上旬に出演依頼がございました。組合事務局の職員は、質問はたぶん事務手続きの範疇であるからと困惑しておりましたが、私は「聞かれたことにはしっかりお答えしたい。できるだけわかりやすく話したい。」と言いました。事務局では、事務局のレクチャーを受けてのインタビューならよいのではないかとということで、お受けすることになりました。6月14日、伊豆の国市の市長室におきまして、撮影がございました。伊豆市菊地市長と二人で、1時間半のインタビューを受けました。その前に約1時間余、事務局のレクチャーを受けていたわけでございます。4月の放送は延期となり、6月23日に放映となりました。私は、ある会合の中で見させていただきました。いつ、私どもの答弁を映してくれるのかと、やきもきしながら見ておりましたが、とうとう最後まで放映されず、愕然としたわけでございます。そういう状況において、これからのご質問にお答えしなければならぬということをご承知いただいたうえで、お答えをさせていただきたいと存じます。

では、波多野議員のご質問にお答えします。1、先般のテレビ番組についての市民からの反応、ということでございますが、放送後、組合と両市への電話、メール等を合わせて10件のご意見・ご質問がございました。

放送された内容についてということですが、実際には、番組側からの取材に対して、事務局から詳細に当事業の経緯の説明を行ったうえ、副管理者と同席で1時間半にわたるインタビューにお答えしました。放送では時間が限られていることもあろうかとは思いますが、誤解を与えかねない内容となっていたことは遺憾であります。

そのような中、住民の皆様には様々な機会に当事業の説明をさせていただいております。

す。例えば、現在、伊豆の国市で開催している市政懇談会の場でも、番組内で放送されていなかったことを含め説明させていただいたところ、多くの皆様に納得していただけたと感じているところでございます。

この懇談会に関しましては、ただいま半分終わったところですが、市民、職員合わせて684名、それから他に、市民団体の方々との話し合いもいたしておるわけであり、ます。その中から、実際に市民の側からの質問は1件、私のほうから問いかけた結果お話をいただいたのが2件でございました。内容について、もしお聞きになりたいようでしたらお答えをいたします。そのような中で、このように努力はいたしております。

2番目、総合評価一般競争入札とした経緯について、であります。当事業では、基本計画の段階で、公設公営方式、公設民営方式、民設民営方式といった様々な事業方式の検討を行い、より多くの事業者の参加の可能性があり、また財政負担の削減となることを確認し、DBO方式を選択しました。これによって、従来の行政が行う仕様書による発注ではなく、性能発注を行うこととなり、総合評価一般競争入札の方式を採用することとなりました。このことは環境省の手引きでも推奨されており、環境産業新聞社発行のウエイスト・マネジメントで確認できる、平成28年度から平成30年度の熱回収型焼却施設の契約実績48件のうち37件、77.1%の事例で総合評価方式が採用されております。以上でございます。

○議長（杉山誠君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はございますか。1番、波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） 1件目のテレビ放送の件について、再質問いたしたいと思えます。管理者がおっしゃるとおり、番組の放送内容だけでは、この事業について市民が誤解する可能性があると思っております。今までの議論の繰り返しになるとは思いますが、放送で取り上げられた発電設備の要否について、そして災害ごみの計上について、この事業のとても重要な部分であると思っておりますので、それらについて改めて説明をしていただきたいのですがよろしいでしょうか。

○議長（杉山誠君） 波多野議員の質問に対し答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 事務局長の望月でございます。波多野議員のご質問にお答えします。テレビ放送の中で、ご質問にありました発電設備の技術的な説明というものは全くなかったわけでございます。発電設備の要否については、これまで組合議会あるいは説明会等でご説明してきましたとおり、今度できる新ごみ処理施設においては、やはり熱がかなり発生します。その余熱の利用の問題がありまして、エネルギー回収として発電を行うことを選択しております。こちらについては基本計画の策定時から、メーカーアンケート等によって、エネルギー回収率も得られますし、費用対効果も得られるということを確認しております。また、地球温暖化対策、環境保全の観点から、焼却時に発生する熱の再利用を行うことは、国の施策等からも必須でありまして、今回設立する施設では、余熱の施設外利用、プールですとか、温水を利用した温室、ハウスですとかあるいは寒冷地におけるロードヒーティング、そういった施設外の利用がない、できないということで、発電を行うことを選択しております。発電設備を付けることによって、国の交付金、循環型社会形成推進交付金を受けまして、2市の財政負担の軽減に寄与するということとなります。また、発電を行うことで、場内で使う分以外の余剰電力については、売電することができるということとなります。さらには、災害時に停電となった際も、施設は自立稼働、非常用発電機がありますので、それによって起ち上

げて、自分で運転しながら発電を行うという、自立運転もできることとなります。

もう一方の災害ごみについてです。災害ごみの処理は、基本的には自治体の責務であります。両市の災害廃棄物処理計画で、新ごみ処理施設で処理することを定めておりまして、国の方針においても、区域内処理責任と、災害対応拠点の視点からの施設整備、非常災害時にも対応できる強靱な処理体制の整備ということを求めています。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） テレビ放送を見る限り、そのような根拠の部分が、全く説明がなかったと思います。これまでの議論を知らずに番組だけを見た人というのは、誤解をしてしまう可能性というのがとても高いと、私は感じました。

災害ごみについては、自分も先日、他の議員と一緒に、県庁の担当課を訪問し、確認を行ってきたばかりでございます。災害ごみ処理というのは自治体の責務であると理解をしております。そして、ある議員から、最初から、もしもの時は全部国がやってくれるから自前での処理は想定しなくてよい、といったような考え方があるそうですが、全くそういう考え方はしてはいけないのだろうと私は思っております。東日本大震災の時も想定外という言葉をよく耳にしましたが、今現在、はなから想定もしないというのは、私は全く考えられません。1項目目のテレビのことについては以上で終わりますが、2項目目の入札について、性能発注、また総合評価ということですが、この入札の大きな特徴であると考えていますが、従来の他の方式との相違点は何か教えてください。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 波多野議員のご質問にお答えします。最初に、性能発注ということに関してご説明させていただきます。性能発注と対比して使われる言葉で、仕様発注というものがございます。仕様発注というのは、従来の行政で行っている発注の方法でございます。行政側で設計し、図面を描いたり積算したり、仕様書を定めて、公共歩掛等を使いますので、きちんとした価格というものを定められる、そういったものが従来方式の、仕様発注と呼ばれるものでございます。これに対して性能発注というのは、設計と施工をあわせて行う、設計施工付き契約とも呼ばれるものでございまして、特にごみ処理施設というのは、焼却炉とか公害防止機器、あるいは土木建築等を含めて高度な技術の集合体としてのプラントでありますので、焼却プラントについては各社独自にその特許とかノウハウとか、そういうものが蓄積されている中で、公共単価、全国的に統一された設計とか積算書が確立されていないというのが現状であります。そういうこともありまして、発注者側がごみ処理施設の設計、積算というのが不可能な状態にあるというのが現状でございます。仮に、行政側が、先ほど言いました仕様発注、仕様を決めたり図面を引いたり、あるいは設計したりすると、どうしても特定のメーカーを指定してしまうということになりまして、事業者選定において公平公正、平等性ですね、こういったものを欠くことになってしまいます。そういったことがありまして、性能発注するということで、組合の求める施設の水準に対して、より多くの事業者が独自のノウハウをもって参加できるということで、競争性が確保できるというものであります。

もう一点、総合評価方式でございます。総合評価方式は、簡単に言いますと、価格のみでなくて技術提案、技術的なものを見ます、という考え方、方式なのですけれども、ごみ処理施設に関しては、先ほど言いました性能発注、メーカー独自のノウハウ等を提案していただくということと相まって、総合評価方式を採用することによりまして、性能条件とかこちらの要求水準に見合った提案がなされているか、もちろん経済性も考慮す

るのですけれど、そういった総合的に評価をして、最適な事業者を選定できる、そういうメリットのもとで行っております。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） 総合評価方式ということで、従来の、安ければ安いほどいい、ということではなく、決められた予算の中で、いかにいいものを造るか、ということに重点を置いているものであると理解しております。このことは、当施設の整備、そして運営維持管理に関する基本方針で示されている施設のあり方の根幹であると私は考えております。なかなか、数十年に一度の事業ですので、住民の皆様理解をいただくということも難しいとは思っていますが、先ほど管理者からの行政報告でもありましたように、住民の皆様方には、今後も丁寧な情報発信を行っていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（杉山誠君） これにて、波多野靖明議員の一般質問を終了いたします。

○議長（杉山誠君） ここで、10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時10分

○議長（杉山誠君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（杉山誠君） 次に、2番、鈴木正人議員。

〔2番 鈴木正人君登壇〕

○2番（鈴木正人君） 2番、鈴木正人です。通告に従い、一般質問を行わせていただきます。今回は2件につきまして、いずれも管理者にお伺いいたします。

1件目です。新ごみ処理施設整備運営事業に係る事業者選定について伺います。去る7月10日、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合事務局により、同組合議員並びに構成市議会議員に対して、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者選定結果の報告会が開催されました。報告によりますと、平成30年11月16日付けで公告した同事業に係る総合評価一般競争入札について、応募者から提出された事業提案書に関して、新ごみ処理施設事業者選定委員会におきまして、落札者決定基準に基づき提案内容を審査した結果、荏原環境プラント株式会社東日本営業部を代表企業とする桜グループが最優秀提案者に選定され、組合は、この選定委員会の選定結果を踏まえ、この企業体を落札者として決定したとのことであります。

また、落札金額は、税別で172億7,240万円で、落札率は91.97%、総合評価点は100点満点中78.45点ということでありました。今後は、この決定を踏まえ、7月下旬に落札者との基本協定書の締結、8月上旬に事業者選定委員会にて作成される審査講評の公表、先ほど行政報告でありましたが、本日中に公表されるということです。8月下旬に事業契約仮契約の締結、そして9月25日に同組合臨時議会にて、事業契約本契約に関する議案が上程され、この事業を本格的に進める上での重要な決断がこの本議会に求められることとなります。それを踏まえて、以下、管理者にお伺いいたします。

①今回の落札者決定に至る事業者選定経過について、管理者はどのように評価されているでしょうか。7月9日に行われ、落札者を決定した正副管理者会議の議論もあわせて説明願います。

②落札額のうち、設計・建設業務費については、93億5,000万円、これは税別です、

その落札率は、驚異の99.9%でありました。これについて、どのように評価されますか。

③今回の入札は、結果として、応札した事業者が、落札した事業者の1者のみであったことが判明しましたが、総合評価点の内の価格点が、満点の40点であることに、客観的な審査が反映されていないと感じます。この評価について管理者の見解を伺います。

④平成29年3月に策定されました新ごみ処理施設基本計画書の最後に、「13.4.6 今後の課題」として、DBO方式を導入する際の事業スキームの構築に関して、4項目の留意点が記されています。ここで議長に許可を得まして、皆さんにその抜粋資料をA4で1枚、配付させていただきます。4項目とはこのことです。これについて、今後行われる事業者との仮契約や本契約に、どのように反映していくのか伺います。また、落札者の事業提案書の中で、これらの課題解決のためにどのような提案がされ、どのような審査がなされたのかを説明願います。

⑤この事業者決定報告会について、これだけの大きな事業について、正副管理者が出席しないのはいかがなものかという指摘もありますが、その見解をお伺いいたします。

続きまして2件目です。今回5人のうち4人通告しているうちの1人です。本事業に関するテレビ報道についてお伺いいたします。去る6月23日に、民法テレビ局の情報番組において、当組合の新ごみ処理施設整備運営事業に関する報道がされ、私にもこの番組放映後、複数の市民の皆様から、多くの問い合わせやご意見が寄せられ、この問題に対する市民の関心の高さを感じた。そこで、以下、管理者に伺います。

①番組の中で管理者は、以前はこの事業に関して、事業の見直しが必要であると考えられていましたが、後に考えが変わったと述べられています。その経緯と理由についてお伺いいたします。

②また、市民の、事業費が高すぎるのではないかと疑問に対しては、「安いとか高いとかではないということ、こういう問題は」と述べられています。この発言の真意を伺います。

③以前、市民が情報開示請求した、事業費予算の根拠となる、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備運営事業に係る見積書がほとんど黒塗りで開示された理由と、本事業の事業費が適正であるという、これの根拠を改めて説明願います。以上よろしく願います。

○議長（杉山誠君） 鈴木議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 鈴木議員のご質問にお答えします。1、事業者選定についての①、今回の落札者決定に至る事業者選定経過についてどのように評価しているか、について、でございます。事業者選定については、6回の事業者選定委員会を経て最優秀提案者が決定されました。この事業者選定委員会は、学識経験者として、廃棄物処理全般に関する専門家、それから、日本環境衛生センターの技術審議役、そして、日本PFI・PPP協会の会長、の3名と、両市副市長及び担当部長の4名の計7名で構成されており、専門的な識見と行政的な視点の双方からの検討がされました。入札公告時に公表している方法、手順に沿って、適正に選定されたものと考えております。7月9日の正副管理者会議では、この委員会決定した最優秀提案者を落札者とすることを決定し、既に公表しているところであります。

②設計建設業務費の落札率について、であります。設計建設業務費の落札率、99.89%という数字は、総合評価方式を採用した中、事業者が予定価格の範囲内で、最大限、安

全性に配慮した結果であると考えております。具体的には、本日公表予定の、事業者選定委員会の審査講評に取り上げられておりますが、浸水対策の強化として要求水準より1メートル高い盛土を行うことや、防災拠点としての機能を強化する面から、管理棟の耐震性を要求水準より高く設定していることなどがあげられます。

③価格点の採点方法について、であります。価格点の採点方法は、入札公告時に公表している計算式によるものであります。

④基本計画書の「今後の課題」についてであります。基本計画書にある4つの留意点の内容については、入札公告時、当組合の入札説明書等に条件として明示しており、事業提案において、これが達成されていることを確認しております。また、契約はこれに基づいた内容で行われます。

⑤7月10日の事業者選定結果の報告については、落札者決定を公表するのにあたり、議員の皆様にあらかじめ説明をさせていただき主旨で開催したものであります。

次に2です。①番組中での「以前は事業の見直しが必要であると考えていたが、後に考えが変わった」という発言の経緯、理由について、であります。波多野議員の質問でもお答えしましたとおり、放送では、長時間のインタビューの一部分のみが切り取られており、実際のやりとりが正確に放送されておりませんでした。

昨年5月の債務負担行為の否決後、伊豆の国市選出の組合議員と協議したところ、基本計画の見直しまではしない、ということを確認したため、このように進めてまいりました。事業の過程では様々な検討、議論を経て決定を行い、現在ここに至っているということでもあります。

②「安いとか高いとかではないということ」という発言について、であります。これにつきましても、先ほどお答えしたとおり、前後の説明や発言などが全て切捨てられたうえで取り上げられており、誤解を与えかねないものであると、大変遺憾に思います。ご承知のとおり、両市の現有施設は非常に老朽化しております。ごみ処理は市民生活の根幹に関わることであり、万一、処理ができないような状況になれば、計り知れない影響が出ます。そのような事態を避けるために、新施設の整備に向けては一刻の猶予もない、どうしてもすぐにやらなければいけない事業である、ということインタビューの中で丁寧に説明させていただきましたが、残念ながら、一切放送されておりませんでした。

事業費については、高いか安い、やってみなければ結果はわからない、ということでございます。建設費を低く抑えることだけを重視して、のちの維持管理に問題が発生し、結果として高くついてしまう、と、そういったことがあってはならない、という主旨で述べたものであります。

③情報開示については、組合の情報公開条例等の規定に基づき実施しております。行政報告でも述べさせていただきましたが、今回の見積書については企業秘密等が含まれ、提出した事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、部分開示としたものであります。

また、予算の積算は見積書を基礎に行いましたが、これにあわせて、環境省の手引きをもとにした試算や、他事例との比較検証を行い、金額の妥当性を確認し、説明させていただいております。以上です。

○議長（杉山誠君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はございますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） それでは再質問させていただきます。1番目の、今回の事業者選定についての質問ですけれど、その事業者選定経過については、適正に選定しているというご答弁でありました。そういうふうにお感じになっているということは、改めてわかりました。7月9日の正副管理者会議、この中で具体的に、お話にもありましたが、適正に選出されているということが単に了承されたということで、特に、例えば、後でも触れますが、今回、応札した業者というのは1者だけだったのです。性能発注方式で、総合評価一般競争入札という、そういう特性もあるのでしょうか、その辺は、正副管理者会議の中で、落札者決定について、そういう議論が行われたのか、まず伺いたいと思います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 私のほうからお答えしますけれど、先ほど実は、このご質問に対して管理者のほうから、正副管理者会議の経過については副管理者からも説明をしてくれ、ということでもございましたので、当時の議論の模様を私のほうからも、副管理者の立場で申し上げたいと思います。今、1者であることに焦点を置いて議員からご質問がございましたけれど、この時の正副管理者会議で、主として、全体を議論しましたけれど、議論になったのは二つございまして、一つは情報開示の問題。もう一つはその建設費の価格の問題でございます。情報開示については、少し市民の皆様にもわかりにくい状況になっているかなと思うのは、今、入札の手続き中だということです。入札の手続き中であるがゆえに出せない情報と、そこが終わったら出せる情報とあるわけです。9月の下旬に予期しております本契約が終われば基本的に情報開示ができるわけですから。本契約の後で情報開示を制約するのは企業秘密ということに、特定の技術情報に関する情報ということになろうかと。問題は今は、入札手続き中であるがゆえに出せないものをどのように整理するのか、というようなことは、議論がありました。今日と、8月下旬に全員協議会があると思いますが、それと契約の時の本議会と、その中で、入札に関する情報をどこまで出せるか、というような議論がございました。

もう一つ、価格については、特に建設費について、100%に近いということで、ただ、内容を見ますと、管理者からもご答弁がございましたけれど、事業者選定委員会の中で、しっかり評価されたのが、より安全性を高める、ということです。海面プラス72メートルのところ、あの川の横はご存じのとおり、川の上流側はベアードビールの対岸にジオサイトがあるところで、そこは溶岩ですから、大量の雨が降った時に浸水しないような、安全性を高めるということでプラス1メートル。これは、なるほど、と思いました。それから、管理棟は、我々も災害廃棄物対応、そして、地元の皆さん、受け入れていただいた佐野の皆さんについても、災害時はお使いいただきたいということで、管理棟の耐震基準を上げたというのは、やはり望ましい。もう一つは、山側の擁壁。これは、立場上、伊豆市の公共事業にも触れさせていただきますが、場所がこの地点に決まった時点で、国土交通省とも調整をして、あそこは北伊豆地震で災害が起こった、佐野の梶山地区というのはそういうところですから、既に国交省には、これに間に合うように砂防事業をお願いしておりますし、県のほうでは道路の改良も今やっております。つまり、国の安全化事業と、県の道路事業と、伊豆市伊豆の国市のごみ焼却事業というのは、総合的に連携させてやっている中で、より安全性を高めるために山側の擁壁、それから、管理棟の耐震強度、それから浸水時、万が一のための1メートルかさ上げ。これを三つなくせば当然安くなるわけですけれど、私はこの講評の結果と内容を伺った時

に、伊豆市伊豆の国市の市民のためと、それから地元の皆さんの住宅に近いという状況  
を考えた時に、この三つをやめていただけて下げるよりは、やはり、より安全で安心し  
てお任せできる施設のほうがいいだろうと、こんな議論が主として正副管理者会議では  
行われました。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） それでは、副管理者が今答弁されたので、副管理者に伺いたいと思  
います。正副管理者会議の中では大きく2点、情報開示の件と、建設価格の妥当性、  
そここのところの議論があったと。その情報開示につきまして、副管理者がおっしゃっ  
たのは、入札手続き中に係るもので開示できないものがある、本契約が終われば開示が  
できるものが多いということですが。その中でも、先ほどお話がありました、8月29日の  
全員協議会、これは公開です。あと、9月25日の臨時会、工事請負契約の本契約を締結  
する議会ですけれど、その段階で、まだ本契約は終わっていないのですが、開示でき  
るものは何かあるのか検討する議論になったということなのですが、具体的にはどうい  
うものが開示できるという検討をされましたか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 鈴木議員のご質問にお答えします。具体的に、契約前、9月  
25日に予定している組合議会の時に契約の議案が出されるわけございまして、契約前  
に開示できる情報というのは、基本的に入札関係の情報ですと、まだできないものでご  
ざいます。ただし、契約以降は、晴れてといいますか、発注者と受注者という関係にな  
りますので、契約以降は開示できる情報、入札の情報も含めて、開示できる情報も出て  
くると考えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） 契約締結後であれば問題なく、という話にもう一回終始した話だ  
ったと思うのですが、そうしますと、私ども、9月25日というのは今回通告書にも書か  
せていただきましたけれど、この事業を本格的に進める上での本当に重要な決断なので  
す。色々、賛否両論ありまして、市民の方からも色々意見があります。そんな中で私  
たち組合議員は、本当に重要な決断をしなきゃいけないのですけれど、そういう本契約  
の審査をする上で、やはり必要な情報というのは開示していただけないと、私どもも本  
当に適正な判断というのができないと思います。その辺をどういふふうにお考えでしょ  
うか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 鈴木議員のご質問にお答えします。鈴木議員のおっしゃると  
おりございまして、9月25日の議決に向けて、開示できるものは開示したいと。当然、  
議決に求められる判断基準として、議員のおっしゃられるような内容を、極力開示でき  
るように努めて参りたいと思います。

○議長（杉山誠君） 管理者。

○管理者（小野登志子君） 鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。重要な決断だ  
から、必要な情報をいただきたいということでございますけれど、これに関しまして、  
市民の方からは、こういう重要なことを入札中に行うことのほうがおかしいのではない  
か、というご意見もありました。市民からです。市民の方が、何で当局はこんな資料を  
出したのかという、そういうご意見もあったわけです。重要な決断を行ううえで必要な  
情報ということで、これが大変重要な決断の要になっていくと、鈴木議員はおっしゃっ

ているわけでありまして。この黒塗りのこの事業書ですね、これに対しまして、なぜ執拗に「黒塗り、黒塗り」とそればかりをおっしゃるのか、もうちょっと先ほどおっしゃったようなことでお聞きいただければ、もっと違う答えができたのではないかと思います。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） 今回の管理者のお話は、ちょっと半分わからなかったこともありますが、それでは、落札率、設計建設業務費の99.9%の件ですけれど、これは事務局のほうでもいいですが、今回の入札の予定価格、入札書比較価格となっているのですけれど、この設定方法をもう一度伺います。今回はDBO方式ということで、PPPの中の公民連携の手法のうちの一つですけれど、そういった観点から、公設公営ではなく公設民営でやるということなので、当然、削減期待値というのを含んでいると思います。その削減期待値というのはどのくらいで見たのか伺います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 鈴木議員のご質問にお答えします。最初の、予定価格の設定方法でございますけれど、予定価格につきましては、メーカーから徴収した見積りを、2番目の質問の削減期待値、これは10%で設定しております。10%をかけて、予定価格を設定しております。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） 予定価格の設定、今回は入札書比較価格ですね、正確には。この設定方法についてはメーカーから徴収した見積りによるということなので、先ほどからも出ていますが、開示したけれど部分開示だった見積書、そのことでよろしいでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） そのとおりでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） そうすると、その黒塗りの見積書が根拠になっているという話ですが、今回、落札率が全体で91.97%、維持管理費も含めて、これにつきまして、先ほど、VFM、削減期待値というのを、10%程度見込んでいるということですが、10%見込んだ削減期待値が期待できる、そういう金額になったと、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 削減期待値は、PPP事業、官民連携事業で行うということで、公設公営でやるよりも公設民営でやったほうが安いところの、バリューフォーマネーを計算しまして、色々な自治体を見ますと9%前後出ているということもあって、そこで削減期待値として10%を設定しまして、それをもって、当初から価格が下がったということではございません。

○副管理者（菊地豊君） 議長、ちょっといいですか。誤解になりそうなので、ちょっと止めてください。

○議長（杉山誠君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時40分

- 議長（杉山誠君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
- 議長（杉山誠君） 事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） すみませんでした。先ほど、私が答弁した中で、鈴木議員が、予定価格、入札書比較価格ですね、税抜のものですが、これは荏原の見積りをそのまま採用したのですか、ということに対して、私のほうからは、荏原さんの見積りに削減期待値をかけて予定価格としました、ということをお答えしました。今、副管理者と話しまして、鈴木議員のほうで私の答弁の誤解があるかなということで、時間をいただきました。申し訳ございませんでした。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。
- 2番（鈴木正人君） 何となくわかりましたので結構です。次にいきます。③今回落札した業者は、再三出ていますが、1者のみ応札したわけですね。それが落札した、ということですけど。価格点。総合評価ですから、非価格要素点と価格点が、60点と40点で振り分けられています。そのうちの価格点40点。これが、落札者決定基準書に基づく、価格点の算出方法に基づいてやっているということなのですが、通告にも書かせてもらってあります。ここで、価格点を評価する上で、まず、この価格点の評価は選定委員会で行っていますか、伺います。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 鈴木議員のおっしゃるとおり、選定委員会の中で価格点の評価をしております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。
- 2番（鈴木正人君） 今のは本当でしょうか。審査をしていますか。選定委員会の議事録の中に価格点については、選定委員会は審査しないと書いてあります。審査と言いますか、実際、公表するのは非価格審査が終わった後、その後事務局が封を開封して、公表すると、そういう手順だと思います。だから、審査というところは、どういうふうに行われていたかというのは、非常に疑問です。そこを説明してください。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 今、鈴木議員がおっしゃったのが、入札価格の中身のことだと思うのですが、選定委員会の中で審査したというのは、この価格点を計算したということをごさしまして、これは、入札書を開札した後、この落札決定基準に基づいて、入札金額を点数化したというものでございまして、その入札書の中身自体を審査、金額の中身、内訳とかを審査したというものではございません。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。
- 2番（鈴木正人君） 事務局に伺います。一応、確認のためです。今回、総合評価点が78.45点。100点満点の。一般的にこの総合評価点というのは、100点満点中、何点取れば、いわゆる妥当だと、及第点なのですか、伺います。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 今のご質問で、100点満点で、何点がいいか、及第点と言いますか。基準はAからE段階の中で評価して、それで得点化しますので、何点取ったから、ということはないわけをごさしまして。一般的には競争した相手にもよると思いますけれど、だいたい75点前後、このくらいが及第点ではないかということ聞いております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番(鈴木正人君) 概ね、目安として75点くらいが、というお話でした。その75点のうち40点が、実にこの価格点が取っているわけです。実際、この価格点の算出方法、これについてはどういうふうに、どういうふうな経過でこの方法でやろうと決められましたか。

○議長(杉山誠君) 答弁を願います。事務局長。

○事務局長(望月昌浩君) 入札金額の得点化につきましては、入札公告を作る際に、落札者決定基準というのはその中に含まれておりまして、そういった落札者決定基準、要求水準も全部含めて、事業者選定委員会の中で決めております。

○議長(杉山誠君) 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番(鈴木正人君) 選定委員会で決めたということですね。その算出方法はどういう算出方法かというところ、最低入札価格が定量化限度額、いわゆる最低制限価格でしょうけど、これの大なり小なりというところで、点数が配分されるという、そういうご説明だと思います。今回は1者入札だけだったので、いわゆる最低入札価格というのが、入札したその価格イコール、ということですから、算出基準によると、満点の40点ということなので、算出基準どおりということ、それはわかります。ただし、その、今回、配点するに当たって、選定委員会で入札公告等の書類についても審議したという話なのですが、今回のような1者入札の場合、客観性、例えば価格点ですから、いわゆるその価格の妥当性を当然見なければいけないと思うのです、一番は。その上で例えば、応札した業者が2業者以上だったら、比較検討するという材料ができますので、その上で先ほどの点数というのも当然変わってくるわけですが、その辺のところを、何で、1者入札ということ想定したのか、していないのかわからないのですけれど、その辺は想定してやっていたか、伺います。

○議長(杉山誠君) 答弁を願います。事務局長。

○事務局長(望月昌浩君) 1者入札、何者応札してくるかというのは、想定はしておりません。もちろん一般競争入札ですので、1者も応札してこないケースも考えられますので、そこは一般競争入札の性質上、こちらの入札条件、要件を提示して、それに合う者が手を挙げて応札してくるわけで、申し込んでくるわけでございますので、入札の参加者については、初めから1者ということは想定しておりませんでした。

○議長(杉山誠君) 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番(鈴木正人君) 今回、1者のみの入札ということは、私はちょっとやはり、客観性を持たせて審査する意味では、やはり足りていないのかなど、私は非常に感じます。平成30年の6月19日に閣議決定された、廃棄物処理施設整備計画があります。その中の2の(8)というところに、廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化というところがあります。ここで環境省のほうは、総合評価落札方式の導入を推進する、と書いてあるのですが、先ほど、事務局長のほうもご説明されましたが、いわゆる今までの仕様発注方式だと、特定の業者に仕事が行ってしまう傾向があるから、だから性能発注方式にして、これは当然、総合評価方式になるわけですが、そこでより多くの業者が参入といいますか、応札できるような環境を作りなさいというのが、ここで国のほうも言わんとしていることだと思います。それを踏まえて、今回の応札状況というのは、どういうふうに思いますか。

○議長(杉山誠君) 答弁を願います。事務局長。

○事務局長(望月昌浩君) ご質問にお答えします。入札に関しては、応札者が1者だっ

たということもございます。ただ、その前に色々、本事業の債務負担、予算については一度否決されたりする経緯もあって、色々なプラントメーカーに聴取したりする中で、やはり、入札参加者を増やすにはどうしたらいいかということにも関わってくるかと思えますけれど、このごみ処理プラントの入札は、入札するのに、業者に負担がかかるのですね。負担というのは、時間的な負担もそうですし、金銭的な負担がかかる。そういう入札という特徴があって、通常の行政が出しているような仕様発注ですと、単抜きと言われる設計書を見て図面を見て、価格だけ「これでおたくはいくらでできますか、それを見積って入札に挑んでください」というような形で行うのですけれど。今回は設計から全部、メーカー独自の考え方とか技術、そういったものを提案していただくというのもあって、先ほどの説明の繰り返しになりますけれど、仕様発注のように統一されたものがない中で、そういったものを出すととなりますと、前にも申し上げたかもしれませんが、入札参加するのに、億近くまでかかるというようなことを聞いていますので。プラントメーカーも入札に参加するのにそれだけお金をかけて、落札できなければ空振りに終わってしまうかもしれないという入札と、あるいは自分たちが現在持っている受注量ですね。当然こういった新規の施設になりますと、3年間はこの縛り付けてしまうわけですね。当然新規の事業だけではなくて、プラントメーカーにしてみれば、機器の補修工事、その他も行っているわけですし、そういった工事を受注するととなりますと、技術員を配置する限界等もありますので、そういった色々な条件を踏まえながら、入札に参加してくると思えますので、なかなか、応札者を増やすということも考えてはいたのですけれど、そういったごみ処理事業の特殊性ですとか、プラントメーカーの事情等もあるのかなと思っております。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） 色々、以前、応札する業者がなかなか多くないという理由の中に、応札するにあたっての経費がかかると、それが何千万とか何億とかいう話があったのですけれど、今、事務局長がお話しされたのはそういうことの中身だと思えます。それはいいとしても、私どもの組合の事業者選定委員会の委員の中にも所属している方がいらっしゃいますけれど、一般財団法人の日本環境衛生センターがありますね。委員の速水先生だと思っております。入っていると思えます。その日本環境衛生センターが、ごみ処理施設建設運営事業者選定における総合評価方式採用事例ということで、ネット上でレポートを出しています。調査対象施設は過去14年間で、平成16年度から29年度のDBO事業を導入した自治体の事業者選定に係る実施方針、入札公告、及び審査講評等の公開情報を基にして作っています。今回の参加要件につきましては、こういうふうにとまとめています。全部で87施設の事例を検討しています。そのうち参加者数、いわゆる応札した業者数、これは5者以上が4件で5%、4者が6件で7%、3者が17件で20%、2者が36件で41%、1者が24件で27%である。参加者数、応札者数は平均2.2者、中央値は2者ということで、先ほどのその国のほうの指針からすると、まだまだ少ないと感じているということでまとめています。今後は、複数の参加者による競争性が期待できる応募条件を設定することが重要である、というふうに結んでいるのですが、こういったこのレポートを踏まえてどのようにお感じですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 私、そのレポートについては存じ上げなかったのですけれど、確かに、過去の入札実績を見ますと、1者入札もあつたり、2者、鈴木議員がおっしゃ

ったように平均2.2、統計等があると思いますけれど。やはり見てみますと、一概にこの伊豆市伊豆の国市の案件だから何者とか、他の地方でもそうですけれど、何者ということではなくて、あくまでも入札参加者というのは結果でございまして、組合としても当然、多く、1者よりも2者、多くの方に参加していただいて、事業提案等を比較する、メーカーの提案を、どんなものがあるかという関心をもって審査したいところなのですが、ただ、なかなか入札になりますと、発注するタイミングですね、こういうものがありまして、よくご存じだと思いますけれど、日本国内に今プラントメーカーといわれるのが15、16社くらいあるのです。これが当然新規もやりますし、先ほど申し上げましたとおり修繕なんかもやっているわけです。一方で、日本全国で今、大体、焼却施設が1,100施設くらいあります。その中を見た時に、やはりその15社くらいで回すのかな、というのがありまして、受注の量ですとか、そういったものを踏まえて、やはり企業でするので、年間の受注実績、売り上げと申しましょうか、そういったものがありますので、色々なメーカーにも聞いたところ、当然、見積りを出してなくても参加する場合がありますし、あるいは見積りを出したけれど参加しないとか、そういった声も聞いておりますので、なかなか、繰り返になってしまうのですけれど、入札参加の判断というのはメーカーによるところが大きいと。聞いたところによりますと、プラントメーカーとしても、こういう清掃プラントの入札は100億、200億の受注となりますので、単純にその会社だけの意思決定ではなくて、役員の方の意思決定までいく、というようなことも聞いていますので、やはりそういった事業規模の大きさからも、それなりの判断で企業のほうも入札に挑んでくると思いますので、その点も考慮しまして、今回の入札ということで判断しています。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） 以前この組合議会の中で、管理者が答弁なさっておりますが、数多くの業者に手を挙げていただくためにはどうしたらいいかという中で、途中議長のほうに、管理者に組合としての意見なのかどうでしょうかというご指摘が入りながらだったのですが、例えば管理者の考えでは、私案だけれども、300万円をエントリー料としてお支払いしたらどうかと思う、場合によっては1,000万円くらいの投資をして、やる気のある業者さんがみんな参加していただくようなことも検討したいということで、これにつきましては決を採ったわけではないけれど、話はしてある、ということがありました。それ以降、この話というのが出てこないのですけれど、いかがですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） 以前、私がそのようにお話をいたしました。それから、プラントメーカーさん他、色々なところにお伺いをしましたところ、300万、そんなお金でできるものではありません、というのが正直なところでした。たくさんの専門書、1年から2年にかけての研究が必要であり、それなりの技術者を1年、2年拘束することにおいて、最低で3,000万、多くては1億円くらいかかるもの、ということで、あきらめざるを得ませんでした。このことに関しましては、御殿場小山もやったようですけれど、失敗に終わったとお聞きいたしました。そのことにつきましても、県当局、それから国に対しましても、このことをぶつけて、何とかしてこれを1者でなく済むように、誰でもそうだと思います、1者入札でいいと思う人はいないのではないのでしょうか、その大変な努力は、私どもはいたしました、こういう結果になったということであります。

- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。
- 2番（鈴木正人君） それでは④の、新ごみ処理施設基本計画書の最後の13.4.6今後の課題について。先ほど参考資料として別添、配付させてもらったものなのですが、これにつきましては、ご答弁だと、入札公告、入札説明書等に明記され、契約にも、これに基づいて契約を交わすということでした。いずれも内容としては、請け負った企業のいわゆるその財務体質の継続性であるとか、あとは運転稼働の安心安全であるとか、何か起こった時の補償を含む体制であるとか、そういったことを課題としていたと思います。それが全部明記されて契約に至るということで、その辺は一つ安心したのですが。非価格要素加点審査の中で、3の事業計画に関する事項ということで、(1)の全体計画とか、(2)のリスク管理とか、(3)の地域貢献とかあるのですが、この今後の課題を解決するための施策の提案というものについて、その審査については、この中のどの項目で評価されていますか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 鈴木議員のおっしゃられた、非価格要素の加点審査における評価項目ですが、3の事業計画に関する事項というところの(2)リスク管理、というところで、財務の健全性という項目がございます。そちらの中で、SPC、運営会社、事業者の収支の安定化方策ですとか、そういった提案を見ております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。
- 2番（鈴木正人君） それでは伺います。ここのリスク管理については、全体の(3)の事業計画に関する事項は、100点満点中22点の配点です。リスク管理については、アの財務の健全性が3点、イの想定されるリスクと対応策が3点、合計、リスク管理については6点です。今回落札した業者は、ここの審査は何点ですか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 具体的な配点につきまして、本日、この審査講評については、ホームページで公表させていただきたいと思っております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。
- 2番（鈴木正人君） 本日公開するのであれば、ここで教えてください。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 今のところの、事業計画に関する事項のリスク管理のところは、リスク管理の6点のうち、3.21点です。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。
- 2番（鈴木正人君） ありがとうございます。それでは本日公開される審査講評について、中身を拝見したいと思います。そこで、以前、事業者選定委員会の中で、過去6回行われているわけなのですが、その第2回というところで、おそらく事務局長も前事務局長の代だったので、その第2回の議論の中で、その他ということで、応募者の参加要件についてということで、事務局と委員長との間で、話が交わされています。内容について言います。事務局側のほうが、「インターネット等の普及により、プラントメーカーについての情報として、整備段階における排ガスデータ改ざんや、運営段階における火災などを目にする可能性があります。こういった、信用が失墜するような過去の出来事を理由に、例えば本事業へ参加できなくなるようなケースということは考えられるでしょうか。」という問いに対して、委員長が、「例えば、ある給食センターのPFI事業のケースで答えると、当該事業の募集以前において食中毒の事故を起こしたことの

ある事業者が、当該事業に応募できるのか否かという議論の事例がある。当事業者は、かつて法的制裁や社会的制裁を受けており、その対応の結果として入札への参加を認められていた。そういう意味では、特にご指摘のプラントメーカーを資格審査の際に問題にするということはないと考える。」という話がされています。これは議事録に残っています。その上で、今回落札した荏原環境プラントについてなのですが、これはネットから引っ張ったのですが、実際に報道があります。ご存知かどうかわかりませんが、今年の2月1日の岐阜新聞の報道です。内容は、岐阜市東部クリーンセンター火災で岐阜市より提訴と。荏原環境プラントの関連会社が、いわゆる修繕作業時に溶接火花が原因で火災事故を起こした。粗大ごみ処理施設を全損状態にしてしまった。これは平成27年10月23日の事故なのですが、これにつきまして、約43億6,000万円の損害賠償を求め岐阜市が荏原を相手に岐阜地裁に提訴している。これは、2019年1月31日、今年の1月31日に提訴しています。現在係争中です。こういったことはご存じだったでしょうか、伺います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 概要でございますけれども、鈴木議員のおっしゃられた、ネット程度の情報は承知しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） 承知されていたということですが、今回の事業者選定の経過中にこういったことを知っていましたか、伺います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） この件を知ったのは、つい10日くらい前に、これを知りました。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） ということは、落札者決定後ということではよろしいですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） そのとおりでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） そうすると、先ほどの第2回の選定委員会の事務局と委員長との話の中で、交わされた話、これに照らし合わせると、今回の、この荏原の岐阜市の火災の対応について、これはどういうふうに考えますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） この件につきまして、先ほど申し上げたとおり、つい先日、10日くらい前に知ったわけでございますけれども、当然、入札公告を昨年11月に公告いたしまして、入札公告の中には色々、入札参加者の要件等が書いてあるわけございまして、そこに書いてあるもの以外は、条件に合えば参加してくるという一般競争入札ですので、後からこういう係争中のものを知ったということで、入札公告時点においては、そういったものが条件にない以上は、入札参加を拒むことはできないというふうに考えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） それでは、9月25日の臨時会でこの件については、しっかりと審査、審議させていただき、本当に重要な決断をさせていただかなければならないというふうに感じています。もう一度これを持ち帰って、9月25日にまた備えたいと思います。

それでは、大きな2番の、再三出ております、噂の東京マガジンのテレビ放送について伺います。管理者のほうから、一部切り取られてしまった報道だということで、私も、あの番組というのは情報番組なので、60分、1時間はあるのですが、そのうち15分間くらいということで、かなり編集されて、それめかなり恣意的に切り取られているな、という感じは受けました。ただし、公の電波のテレビの中で、私も取り上げましたが、「安いとか高いとかではないということ、こういう問題は」というのは、これは実際に発言されているわけです。この議場の中でもそうなのですが、やはり、発言というものは重みがあると思いますので、そこは本当に慎重にされなければならなかったのかなと思いますが、管理者はどういうふうにお考えですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） お答えをいたします。長い、長いお話があったわけです。色々な質問もございました。おそらく、皆様が訴えておられる、この「高すぎる」ことに関する全てのお話があったわけで、一つ一つ、きちんと、1時間20分余、丁寧にお答えをしたわけでございます。そういう中で、最終的に、高い安いは問題ではないのではないかと、こういうことになったというのではないわけです。お話の中におきまして、先ほども言いましたように、現有施設、私も市長になりまして、ごみ焼却場の修理の問題には頭を痛めているわけでございます。こういうこともお話をしました。そして、1年にどれくらいかかるのか、4つの施設で5億8,000万くらいかかるということ、そういうことも話した上でのことであります。一刻も早く造らなければならないということをお話しした上でのことでもあり、もう一つは、やはり安全に関する問題。この環境に対する問題というところからも、高い安いということは、結果としてやってみて、そして何年か後にわかることではないかという、そういう形でお話をしたわけでありまして、その部分だけが切り取られるということは非常に遺憾でございます。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） あまり時間がありませんので、③に移ります。黒塗りの見積書の件です。これにつきましては、これ以降の議員も発言を通告してありますので、私は割愛させていただきます。最後の、本事業の事業費が適正であるという根拠を改めて説明願う、ということで、ご答弁が、業者からの見積書が基本だけれど、環境省の手引きに沿って他の類似施設の比較検証をしたりとか、そういったことで当組合の事業の妥当性を検証してきた、そういうご答弁でした。これは、以前、構成市議会議員に説明した時に配られたのですけれど、新ごみ処理施設整備運営事業費比較検討資料ということで、資料が2の1。こちらについて、今みたいな検証を行っているのですが、これがご答弁された根拠のうちの一つの資料ということでよろしいですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） そのとおりでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） ここで、ちょっと時間がないので、議長にお願いがあります。最後に、今から質問するための追加資料を配付したいと思いますので、承認願います。

○議長（杉山誠君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（杉山誠君） それでは会議を再開します。

○議長（杉山誠君） 鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） お配りいたしましたのは、先ほど申し上げた、新ごみ処理施設整備運営事業費比較検討資料、これは組合のほうで作成した資料なのですが、その中から、類似施設といいますか、直近3か年の施設の、いわゆる相場観を見るために、妥当性を検証したという資料が、4枚綴りになっていますが、1ページ目と2ページ目、これが組合のほうで結論付けた資料とデータの内容になります。時間もありませんので2ページに、下に書いております、この平成28年度の焼却施設の契約実績のうち、7件あるのですが、宮津与謝環境組合、これにつきましては30トンという小さい規模のもので予定価格の建設単価が3億638万ということで、飛びぬけています。これは、前の議会でもありましたが、このデータを活用するというのは問題があるのではないかということが指摘されています。それを私のほうで書いてあります。3ページ目、4ページ目。その宮津与謝組合の3億600何某の建設単価というのは妥当なのかどうか。これは数学の、統計学的な見地から検証しました。これは高校1年生の数学1、データの分析というところで習います。内容としましては、ご覧いただければいいのですが、結果として、宮津与謝組合のデータは、はずれ値ということで、データとしてはふさわしくないという結論が出ます。4ページについては、箱ひげ図ということで、画にしてわかりやすくこれを分析する方法なのですが、同様に下限値と上限値を、今回の7件のデータからすると、上限値が1億7,932万6,000円なのですが、宮津与謝はこれを超えているため、結果、はずれ値となる、ということになります。ですから、こういったデータ検証するのにあたって、以前、議会の中で、「相場観を知るために、外れているデータだとは認識しているけれども、これを加えることが必要であるという結論に至った」ということがあったのですが、データの活用はやはり、一步間違えると全然違う結果が出るということがわかりますので、このことについて、最後、見解を伺って終わります。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） このところの議論は、構成市の説明会の中でも、宮津与謝というのは異常値ではないか、ということで取り上げられました。組合の見解としては、その年度年度で、ウエイスト・マネジメント等の資料のもとで、その年度に発注されたもので数値、相場的なものを出して、資料を作って説明したわけでございますけれど、その時の、飛びぬけている宮津与謝を抜くかどうかという議論はあったのですが、組合としては、あくまでもその年度に発注された実績をもとに相場値を出したわけでございます。構成市の説明会の中で、やはりそれを除くべきだという意見もあったものですから、それは口頭で、宮津与謝に関しては、トン当たり8,800万ですと、口頭では申し上げました。

○議長（杉山誠君） これにて、2番、鈴木正人議員の一般質問を終了いたします。

○議長（杉山誠君） ここで休憩を取ります。再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時30分

○議長（杉山誠君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（杉山誠君） 次に、8番、田中正男議員。失礼しました。

大変失礼いたしました。先ほどの答弁について補足がありますので、それを先に許します。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 申し訳ございません。先ほど、鈴木議員の最後のご質問の中で、わかりにくかったところがあるかと思ひまして。私は、宮津与謝を除いたトン当たり単価というつもりで8,800万円と申し上げました。これは宮津与謝のトン当たり単価ではありません。宮津与謝を除いたトン当たり単価が8,800万円、ということで確認させていただきます。

○議長（杉山誠君） 失礼しました。8番、田中正男議員。

〔8番 田中正男君登壇〕

○8番（田中正男君） 8番、田中正男です。通告してあります2件について質問いたします。まず1、入札結果について。（1）1者が出した見積りをそのまま予定価格として入札を行い、その1者しか参加せず競争がなかったことは問題と考へますが、見解はいかがでしょうか。（2）落札金額は、設計建設業務費が93億5千万円、これは税抜ですけれど、落札率99.89%。運營業務費が79億2,240億円で落札率84.1%となりましたが、設計建設業務費は見積りとほとんど同じということでしょうか。また、運營業務費は見積りと差がありますが、何か変わったことがあるのでしょうか。

2番目、テレビ放送についてです。6月23日、TBSテレビの東京チャンネル、東京マガジンですが、この番組の中で、当組合のごみ処理施設建設のことが放送されました。放送の中で、他と比べて金額が高いのではないかという市民の声に対し、両市長は、正副管理者ですが、「金額ではない。安いとかが高いとかいうことではない」というような発言がありましたが、どういうことか説明を求めます。以上質問いたします。

○議長（杉山誠君） 田中議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 田中議員のご質問にお答えします。1の（1）です。1者が出した見積りをそのまま予定価格として入札を行ったこと、入札参加が1者であったことについて、でございます。

これまででもご説明させていただいておりますとおり、今回の予算の積算は、メーカーから提出された見積額にDBOによる削減効果を見込んだ金額と、環境省の手引きによる試算、他事例との比較検証の、複数の手法で金額の妥当性を確認し、予算額を決定しました。また、現在は、予定価格の設定にあたって、いわゆる歩切りのようなことを行うことは禁止されていることから、予算額と同額での予定価格としております。1者が出した見積りをそのまま予定価格とした、ということではございません。

入札での競争性の確保については、事業方式の決定にあたり、メーカーアンケートの結果を踏まえて、参加希望が最も多かったDBO方式を採用し、また、PFI法に準じ、入札公告前に事業実施方針を公表し、提案準備期間を十分に確保することや、事業者の参加意欲を高めるための方策をとってまいりました。

今回、結果として応札は1者でありましたが、実際の入札において参加者は、開札の時まで、何者の応札があったのかは知り得ないものであり、競争性は確保されているものと考えます。

全国の他事例を見ましても、先ほど波多野議員にお答えした中で取り上げました、ウエスト・マネジメントで確認できた平成28年度から平成30年度までの総合評価方式で

の契約実績37件中16件、43.2%が1者の応札であったという状況であり、正当な手続きであると考えております。

(2)です。落札金額及び落札率について、でございます。落札率は、見積りとの比較ではなく、予定価格との比較であります。今回、設計建設業務費は予定価格に近い金額で、運営維持管理業務費については予定価格を大きく下回る金額となりました。この結果について、落札者にヒアリングをおこなったところ、稼働後のランニングコストや修繕費を抑えるため、また、30年間の安定稼働を見据えて、初期投資に重点を置き、予定価格の範囲内においてより質の高い施設を整備するという方針で事業を計画したということを確認しております。設計建設業務の提案内容を見ますと、鈴木議員にお答えしましたとおり、予定価格の範囲内で、最大限、安全性に配慮されたものであると考えております。

2の(2)です。テレビ放送での発言について、でございます。他の議員からのご質問にお答えしたとおり、放送では、長時間のインタビューの一部分のみが切り取られており、誤解を与えているところがあると思っております。両市の既存施設は老朽化が進んでおり、田中議員もご存じだと思います、また、当初の計画からは10年以上の事業の遅れがある中で、新施設の整備は待たなしの状況である、という主旨で発言したものであります。高い安いを言いますれば、できるだけ安くなるように努力するのは当然のことでございます。しかし、安全性を重視し、また、整備を急ぐことも大切なことであると思っております。以上です。

○議長(杉山誠君) 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はございますか。田中正男議員。

○8番(田中正男君) それでは再質問をしていきます。まず、初めに、入札結果についてですけれど、今、答弁を管理者からいただきましたけれど、私が、1者が出した見積りをそのまま予定価格とした、と言いましたけれど。確かに0.9をかける、削減期待値があるのですけれど、見積額×0.9、10%の削減期待値をかけた数字が予定価格となっているのでしょうか。

○議長(杉山誠君) 答弁を願います。事務局長。

○事務局長(望月昌浩君) 田中議員のご質問にお答えします。おっしゃるとおりでございます。

○議長(杉山誠君) 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番(田中正男君) 先ほどの管理者の答弁の中で、削減期待値をかけての数字だけでも、その色々な検討をして、他者との自治体との比較をして、その中で決めたということなのですが、結果的には、見積額×0.9ということでは、基本は見積額が基になっていることは間違いのないと思うのです。色々検討した結果、妥当としているのですけれど、それは後から付けたような形で妥当にしていると。これは前からずっと話してはいますが、妥当性については色々問題があると、私は前から言っていますけれど。そういう形で、結果的にはその見積額に0.9かけた数字が予定価格ですので、結局、1者が出した見積りが基礎となっているということは間違いのないですね。

○議長(杉山誠君) 答弁を願います。事務局長。

○事務局長(望月昌浩君) そのとおりでございます。

○議長(杉山誠君) 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番(田中正男君) 結果的には、その見積額に0.9をかけた形が予定価格となって、1

者しか入札に応じなかったわけですけれど、私はこれを問題としているのですけれど。今の管理者の答弁ですと、応札するまで何者が参加するかわからなかったから競争性は確保されているということだったのですけれど、これは全然わからなかったのでしょうか。何者が入札するか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。一般競争入札、今回は総合評価で行っているのですけれど、一般競争入札の原則からお話しさせていただきますと、一般競争入札というのはまず、公平性と機会の平等性ということで、これが理念といえますか、基本原則でありまして、特に機会を確保するということが第一であります。ですので、入札公告を出して、条件に合う方は参加してきてくださいと。それは、入札公告を出したことが機会の平等性でございます。それで参加してくる方が参加する、ということで、既に公告で参加してきたときに、競争が働いているということです。他の方は、条件に合うにもかかわらず参加しなかったと。色々な事情があるかと思いますが、結果として、公告を出した時点で競争が始まっているというふうに考えられますので、一般競争入札の場合、1者でも有効であるというふうに定められております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 今回の見積りも1者だけでしたね。8者に話をしたという、条件が合う8者には、見積りを出してくれというお願いをしたけれども、結果的には1者しか見積りが出されなかった。その理由については、見積りも入札もそうなんですけれど、お金がかかるからということで、再三そういう説明をしていますけれど、私が思うのに、今回1者の見積りで1者しか入札がなかった。その理由は、他者が、お金がかかるから、取れなかったらそれだけの損失になるから出さなかったのだと。事情もあるけど、と言っていますけれど。結局1者、見積りを出した1者、入札に応じた1者は、1者だから取れるということがあったから出したのです、そういうことが言えるのではないですか。他が、取れないから出さない、ということは、取れるから出した、ということ、そういうふうには考えられませんか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。入札参加者が、どういう状況にあるかということで、先ほど来から私も申し上げたところでなんですけれど、入札参加する意思決定というのは、それなりのお金もかかったり、当方の事業規模も大きいわけですので、会社の中でも意思決定をすると申し上げました。ですので、どんな業者の方が、どういう事情で参加するのかわからないのかは、なかなか当局側、行政側では把握できませんので、その辺は、業者さん、そちら側の意思決定であるというふうに認識しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 今回、資料の中で見えてくるのが、この1者入札と複数入札の違いなのですが、何が大きく違うかということ、落札率ですね。1者入札と複数の入札において何が違うかということ、これは平成30年10月3日の組合議員の説明会の資料があるのですけれど、この中で、平成27、28、29年の3年間に全国で行われた、色々な資料を出してくれてあります。どこでどのような契約があるかの実績、この中で、落札率や受注者、入札の参加事業数も出ているのですね。私は、これを平均して計算したのですよ。そうするとこの3年間で1者のみの入札というのが、18件ありました。この平均落

札率が、これは単純に18で割ったのですが、97.73%ですね。これに比べ、2者以上の入札を行ったところが23件ありました。この平均は81.06%です。ここに16.67%の差が出るのですね。200億円の予定価格とすると、30億円違うのですね。1者入札で97%、それから数者でやった時の81.06%とすると、30億円も違います。今回の場合、落札率が91.97%ですので、97ほど高くはないのですが、それでも、もし81.06との差を見ると、20億円違ってくるのです、これだけで。これはもう、結果的に見て、1者だと高い落札率、複数あると競争して下がっている、ということが言えるのではないですか。どう考えますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。複数競っているから落札率が低いとか、1者だから高い、複数であれば低い、1者であれば高いというのも、結果としては出ているかと思えます。ただし、今回の入札というのは、予定価格も事前公表しております。しかも、総合評価で行っておりますので、価格が安い事業者が必ずしも落札するとは限らないケースも当然、逆転現象というのですけれど、提案の内容が良くて安ければ越したことはないのですけれど、どんなに安く入れても提案が良くなければ落札者になれないというような特徴をもった入札でございますので、必ずしも、仕様発注による、構成市でやっているような土木建築の予定価格非公表、事後公表である入札のような落札率の意味合いとは少し違うのかなというふうに感じております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 私は、これはほとんどのところが、うちと同じような方式でやっていると思いますよ。債務負担行為を付けてやっているところがほとんどだと思いますので、同じように予定価格は承知してやっていると思います。今回の場合、何が問題かということ、1者の見積額で、予定価格を出しています。1者しか応札しなかったということは、もうどうにでも自由にできてしまうということに見えちゃうのですね、やはり。本当に、自作自演みたいなことになります。業者から貰った見積額を参考にしながら、本当に自分たちで色々なところを検討して適正な価格を出すならわかります。けれど、それに0.9をかけただけでしょう。これでは本当に自分たちで独自の価格を設定したと言えませんよ。結局、業者も見積額に0.9をかけるのがわかりますから、もう、予定価格とわかります。なので、100%で落ちるわけです。実際に100%で落ちているところがあるのですから。この荏原が、同じ今の資料の中で調べたのですけれど、平成28年度に1者入札でやっています。この時は100%で落札しています。29年度には2件ありました。これは2件とも2者入札です。この場合、荏原が取りましたけれど、これは65.98%と81.13%だったのです。1者では100%で取って、2者で競争になったら65%と81%に下がっているという、これは実際の、中の詳しいことはわかりませんよ、ただ数字だけ資料から見るとそういうことが言えるのですね。だから、1者で高止まりになっているというのは考えられませんか。そういう必然性があるということは考えませんか。そういうことは考えませんか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。先ほど田中議員から、業者は見積りに0.9をかけた額を予定価格ということを知っている、ということをおっしゃったのですけれど、削減期待値というのは業者さんには言っていないのですね。ですので、それは官民連携事業のバリューフォーマネーのところの出し方ですので、それは自治体によって7%とか10%とか、色々差があるわけでございます。ですので、見積りからどれく

らい削減期待値をかけるかというのは、やはりその自治体の判断でございます。さらには、削減期待値をかけた以上にさらに見積りを査定してやっている自治体などもあります。ですので、予定価格を決めるやり方は、決まったやり方がないわけございまして、そういう中で、組合議員をはじめ色々な方からありました、環境省の手引きですとか、他事例とも比較して、その事業の妥当性を検証して行ってきたものでありまして、やはりその落札率との関係で言いますと、上限を低くその自治体で設定すれば、落札率も高くなると。当然これは性能発注ですので、事業提案も関係してくるわけございまして、どんないい提案をしてもお金がかかるようであれば、当然落札率も上がるわけございまして、お金を安くしようと思えば提案の質を下げる、下げてお金で競争したいという考えの業者さんもいるでしょうし、その辺というのは落札率を見てその事業の質というのですか、結果を評価することはできないというふうに考えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 今、局長から、質を下げて、仕様書を下げて安くなると言われたけれど、競争があるかないかなのですよ。今回は競争がないから高い、競争をすればもっと安くなるということが一般的に言われていることですので、それが今回はないということが、非常に私は問題だと思っています。今と同じ提案であっても、競争すればさらに企業努力をして、もっと下がってくるというのが、一般的なこの資料からも見えてくるのですね。今、予定価格がわからないと言いましたけれど、それは直接その事業者には伝えていなくても、それは調べますから、そうでなかったら100%で落ちませんよ。知っているから100%で落ちるのです。今回も色々な提案をしてきて、いくつかの改善をしたとか言っていますね、それで質の高いものにしたということで、予定価格内であったと。予定価格を知っているから、予定価格内で収めたのでしょうか、そう言えませんか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 今回、先ほどから言っていますけれど、予定価格は事前公表していますから。当然、性能発注で、総合評価方式でやるということで、提案を買うというのは我々も、提案と価格の割合が6対4、これは多くの事例で6対4でやっているのですけれど、やはり提案を買うほうに主眼を置いているのですね。どんなにいい提案を出してもお金が高ければ、当然予算をオーバーしたら契約できないわけございまして、そういった意味をもって、事前に予定価格というのを公表しているわけございまして、また、プラントの工事の特性上、通常の土木建築工事のように予定価格を非公表として、再度公告に出すとかそういった手続きというのはなかなか時間とか労力を要しましてすぐに再入札もできないわけで、やはり提案を買う、性能発注で提案を買うところに主眼を置いていますので、予定価格を公表して、その中でいい提案を買うというようなものを、総合評価でやっております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 今、局長が言ったように、提案してもらって、そのいい提案を買うというのが本来だと思うのですよ。今回1者でやったら、比べようがないでしょう。1者のそれを、いいか悪いかを決めるしかない。点数は今回、総合で78点あるからということですけども、これはどうにでもなってしまいます、1者しかないのですから。これは本当に1者でも、競争がないことをしようがないとするのですか。これは管理者に聞きます。1者でもしようがないということでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 今、私のほうから、整理をして答弁をさせていただきます。答弁調整の時間をいただけないものですから。本当はここで答弁調整をしたいのですが。整理をして、お答え申し上げます。1者の問題は、おそらく田中議員もこの件についてずっと当初からおっしゃっていたのですが、事業者の言いなりになるのだろうという心配があったのだろうと思います。今回、ここで事務局長からありましたとおり、事業者から見積りを出させた、そのままの金額ではありません。ちょっと事務局でも必要な経費を見込んでおりますので。事業者からの見積りをベースに当初の数字ができて、そして、それが普通に建設だけであればそれを出さざるを得ないのですが、今は歩切りはやるなどと言われています。ただし、DBOにすることによって、建設から20年間という枠組みの中で10%の削減効果を見込んだ数字が予定価格ですね。その0.92ですから、事業者の見積りをベースに事務局で見込んだ事業費、元々の数字の83%というのが今回の数字のわけです。ですから、事業者の見積りで出ている数字ではないです。

その前提に立って、ここから、小野管理者さんが高い安いの問題ではない、という議論の背景をご説明申し上げたいのです。そこでは、どうしたらもっと安くできるかということをご再三聞かれました。再三、繰り返し、管理者にはディレクターからご質問がありました。その中で、災害対応をやめれば、発電をやめれば、というご指摘がありました。災害対応については、冒頭、答弁がありましたとおり、法律で書いてあるわけですが。廃棄物処理に関する法律で、市町村の責務だと書かれていて、そしてこれを除くわけにはいきませんよね、ということで、それについては、ディレクターからは一切、追質問がありませんでした。そして、発電については、私も、「30億円欲しいですよ」というところだけ切り取られたのですが、そもそも国際社会は地球温暖化を防止しようという枠組みで、ほぼ、みんな先進国は一致しているわけですね。ごみ焼却場は巨大なボイラーですから、必ず熱は出る。その熱をそのまま出す。そして発電しないことによって、毎年相当な、火力発電による電気を買う。これが今、地球環境の中で、みんなこれを防止しようと言っている。ゼロにできないけれど、みんなで力を合わせて少しでも少なくしようという枠組みの中で、だけどそれを造るとお金がかかるから国が出すというのが環境省の制度、ということは田中議員もご承知いただいていると思います。したがって、その中で議論をしていて、災害対応は絶対に見込まなければ、我々の責任です。発電することによって、国際社会のSDGsに寄与するとともに、この環境省からの30億円をいただきたいです。で、その30億円だけ私は切り取られたのですが、そういう発言の上に立って、小野市長のほうから、したがって高い安いだけではなくて、市民の皆さんにとって必要な機能を付けて、社会にも貢献をして、受け入れてくれた地域の皆さんが安全で安心な施設だと感じられて、災害時、膨大なごみが出ますよ、旅館が多いですから、伊豆市も伊豆の国市も。そこの旅館に膨大なごみがたまるわけにはいきませんよね。そういったものを20年間考えた時に、高いか安いではなくて、必要な機能を付けてくださいということで、最後まとめられたのです、小野市長さんは。ですから、そういった背景があつて、高い議論はもちろんあるけれども、高い安いの議論はもちろんあるけれども、その比較は、あくまで我々が必要とするごみ処理焼却場の機能とのバランスだということで、小野さんはおっしゃったわけです。ぜひそのところをご理解をいただいて、金額が出ておりますので、その金額が、伊豆市伊豆の国市の市民の皆さんが必要とするもの、公益にかなうもの、安全なものであるかどうかのご議論を深めていただければと思います。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 今、副管理者から色々ありましたけれど、私はその安全とか、災害のことを含めて、それは当然のことであって、その上で1円でも安くするというのが、行政の責任者の考えじゃないですか。そこで、高いとか安いではないという言葉を使う自体が問題なのです。当然もう、安全なもので、色々なことに対応したものを造る、いいものを造るというのは大前提なのです。その上で、金額を少しでも安くすると言わなければ、高いとか安いの問題ではないということになると、市民が聞けば、金額はいくらでもいいのかということになりますよ。税金をどう使うのかというふうに怒りますよ。それは、失言ではないですか。そういう言い方をしたら、どうでしょう。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○議長（杉山誠君） ここでご注意申し上げます。傍聴席からの拍手であるとか発声は禁じられておりますので、議事の進行に妨げとなりますので、その辺のところをご承知おきください。よろしく申し上げます。

○議長（杉山誠君） それでは、管理者。

○管理者（小野登志子君） 高い安いということだけが言われておりますけれど、高い安いのことを言ったわけではありません。真意をお話し申し上げたわけでありませぬ。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 先ほどの管理者の、テレビ放送のことについて、先ほどの答弁の中で、高いか安いかはやってみなければわからない、そう言いましたよね。そう先ほどはっきり言いました。高いか安いかはやってみなければわからない。それも問題だと思うのですが、その、建設が安くても、維持管理費で問題があってはならないので、ということをやっています。この、建設費が安く、ということ。建設費が高いのですよ。建設費が安いから、運営管理に問題があったら困るから、ということなら、安いのが心配だと言えますけれど。今回、高いでしょう、よそと比べても。トン当たりを考えても高い、高額ですよ。他ではなかなか1億を超しているのは少ないのに、こちらは1億2,000万円くらいになっていますから、トン当たり。だから、建設費が安くても、ではなくて、始めから高いのですよ。それを管理者は、建設費が安くても、維持管理していく中で問題が起こると困るから、高い安いではないのだと言っていますけれど、始めから建設費が高い、問題ですよ、やはり。その辺を、この1者見積りでもよしとしていることに、私は大きな問題があると思いますね。それと、高いということ、高くても交付金が貰えるから、合併特例債が使えるから、実際は市の負担がこれだけで、少ないですよ、と言っても、元が下がればもっと下がるのですから、やはりこの、高い安いではないということではなくて、いかに安くするかということに専念するのが行政の、市民に対しての、税金を使う役割ではないですか。その辺が抜けていると思うのですが。結局、高くても、こういう問題があるから仕方ないでしょう、と言わんばかりで、高いことを認めているように聞こえるのです。本当に少しでも税金の使い方を、市民の負担を少なくすると考えたら、1円でも安くするために色々な方法を考えます、というふうにしななければならないのです。今回も、結果的に1者となったということで、何かというと、やはり高止まりで、1者入札が高いということがありますので。それと、やはりその業者同士の話し合いが行われる、それで1者だけ、今回はどこが手を挙げる、という形に見えてきてしまうのですね。これは証拠がないから言えません。でも、見えてくるのです、そういうことが。だから、そういうことをさせない、談合させないとか、話し合いをさ

せない、本当の公平な入札をさせるのだ、という立場が抜けていると思うのですよ。そういう考えはありますか。しっかり持っていますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 公共調達の中では、地方自治法の中では、一番上位、まず、第1には一般競争入札です。次が指名競争入札、3番が随意契約、4番目にせり売り、というのがあるのですけれど。自治法上の手続きに基づいて、あるいはPFI法の手続きに基づいて、この事業の入札を進めているわけでございます。それで今、田中議員からの、安くするということはもちろん重要でございます。我々、公共調達の中での、よく言われる四つは、公平性、平等性、もちろん経済性もあります。もう一つは手続きの透明性という、この四つの柱が公共調達には必要なわけございまして、確かに田中議員がおっしゃるように、安い調達をするというのが、経済性ということで重要な要素で、これは仕様発注ですね、価格だけを競争させるという考え方で自治体が行っている方法ですが。今回はやはり、一番違うのは、民間の力を借りて、民間のノウハウを活用して、このごみ処理施設、プラントを造って、20年間の運営をするというところが、大きな違いございまして、そこのところが、従来の土木建築のような、造っておしまい、後は皆さんのご自由に使ってください、壊れたら自治体のほうでその都度直します、というものではなくて、20年間使って、どういうサービスをしていくか、そのサービスの中には安定性ももちろんあります。環境学習の提供の場ということもございまして。防災拠点になるということもございまして。あるいは、発電して、地球環境に貢献するというのもございまして。そういったことを全部含めてサービス。ごみ処理施設に関するサービスというのをどうしたらうまく提供できるか、そちら側の視点から建物などを定義する、これが今までの仕様発注との大きな違いでございます。ですので、我々が基本計画に基づいて、どういうサービスを市民に提供していくか、どういう施設が求められているかということを中心に、そこから始まって、今回の入札、運営管理費と建設があるのですけれど、その違いが、まず建物ありきではないのです。まず、どういうサービスを提供するかということから始まっているわけございまして、もちろん価格を安くすることも必要なわけでございますけれど、やはり官民連携事業ということで、民間のノウハウを最大限活用すると。その中には、国の整備基準にもあるのですけれど、地域の財産になるとうような施設、そういうごみ焼却施設であるということ、国の整備方針でも求めているわけございまして、そういった付加価値を付けるという意味では、従来の公共だけでやりますとどうしても付加価値ということが、公共、行政は不得意なのです。そういったことを民間の活力、経営努力とかそういったノウハウを含めて、パッケージですね、20年後の運営まで含めて今回一括で発注しているわけございまして、やはり価格は安ければいいのですけれど、そういったことを含めての事業であるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山誠君） 一般質問の途中ですけれど、ここで昼の休憩を取りたいと思います。再開を午後1時といたします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

○議長（杉山誠君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（杉山誠君） 一般質問を続けます。再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 先ほど、休憩前に事務局長より、入札の審査のことについて色々説明がありました。そういった形で審査しているということでありましたけれど。私が今回問題としているのは、1者の入札ということなのですね。結局1者しかないのに審査して、対象もなくて比較することもできないですね。1者のことを、いいか悪いかと言って点数を付けているのですけれど、本当にこれでは市民は納得しないと思うのですよ。それだけのお金をかけてやるのに、1者だけしか入札に応じなかった。それで、1者しかないから仕方ないでしょうと言わんばかりにしたのでは、本当に税金を正しく使っているかどうか、本当に公正な入札の競争が行われたかどうかということが問われるのですね。その辺が一番問題だと思います。本当に、1者にさせないための努力が必要だと思うのです。それには、極端なことを言えば、入札条件を変えてでも、業者に本当に競争をさせる。それでしっかり安全を確保するということが必要だと思うのですね。先ほど管理者も言っていますけれど、高い安いではないということの理由に、安全なもの、いいものを造ってもらうのだからと、それは大前提なのですよ。大前提の上で、いかに安くするかということと言わないと。安全で安心なものを造るのだからお金がかかっても仕方ありませんと、そういう言い方では市民は納得しませんよ。高くてもいいのだと。それは条件として、これを確保することを大前提にして、企業努力で安くしてもらおう、市の負担を減らす、皆さんの税金を有効に使うということを考えるのが当事者、行政の責任ではないですか。これが抜けていると思うのですね。本当に、市民の納得するような入札に、これではならないと思うのですね。繰り返しますけれど、今回、1者の入札でも仕方がないというふうに考えていますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 田中議員のご質問にお答えします。1者入札。結果として1者であったわけですが、一般競争入札は、結果としては1者で今話をしていただいているのですけれど、当然最初からその参加した業者は、自分たちだけしか、他に競争相手がいらないだろう、というつもりでは参加していませんので、そういった上では、競争性というのは確保できますし、田中議員がおっしゃるように、他者との比較という意味では、おっしゃるとおり1者しかいませんでしたので比較できなかったわけですが、ただしその審査の中では、公告に定めた審査基準というのがあって、それに照らし合わせて、提案と価格ですね、しっかり審査させていただいているということです。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 応札する業者も1者か何者かわからないから、と言いますけれど、1者の入札とわかっているから、100%の価格で応札してくるわけですよ。100%に近い、99%という形で。それは競争する相手がいたらもっと下げますよ。もう1者しかないとわかっているからこういうふうに、今までの経過から言っても、1者で高い落札になっていることは、1者でなる、競争するということがわかっているからということが見えてくるのですよ。局長が言うように、それは公表していないから何者応札するかそれは開けるまでわからないと言いますが、結局その辺が見えてくるから、業者はこういう高い金額をつけてくるということが見えてきてしまうのですね。それがやはり問題だと思います。今回の1者入札ということが、1業者の思いのままに、税金が食べ物にされていると思いますよ、本当に。いかにチェックするかが、私たち、今度は議員の役目

ですので、9月には、議員はしっかりとした判断をする必要があると思います。それだけ重い判断ですし、責任も問われる話です。本当にこれを許していいのかということになると思います。私はその辺をしっかり考えていきたいと思います。

前後していますけれど、2番。ここで1番の入札結果を終わりにして、次の、(2)落札金額についてですけれど、特に建設費が同じだったわけですが、ほとんど、99.9%というところ。今までの質疑の中で見えてきました。先ほど副管理者からありました、三つの提案が新たに加えられたので、それで金額がぎりぎりまでいった、ということだと思います。ただ、維持管理費はかなり下がっているのですけれど。初めは合棟、焼却炉棟と管理棟と一緒にするという仕様だったのが、1回目の債務負担が否決されて、もう1回見積りの条件を変えて、別棟にするとか見学コースを変えとか色々あった中で、14億ですか、下がったという形になってきました。今回蓋を開けたらまた合棟になっているということで、高くなるはずなのですが、そうしたら予定価格より高くなってしまっているのではないかと思うのですが、それが収まっている。さらに、さっき言った三つの、1メートルのかさ上げをすとか、山側に壁を造るとかいうことを言っていますので、それから管理棟の耐震を強化する、そういうことを強化していくということは、初めの見積りよりかなり増えてしまうと思うのですが、それが収まっているというのはどこかを減らしたのでしょうか。

○議長(杉山誠君) 答弁を願います。事務局長。

○事務局長(望月昌浩君) 今回の入札は、先ほどから議論がありますが、建設のほうか99.9%近いということですが、入札としては設計建設と運営事業、これを含めた形で札を入れてもらっているわけですが、その中で、何が言いたいかと申しますと、設計建設以外の運営維持管理のほうから、例えば建設側に回すとか、これがDBOの特徴でもあります。例えばですけれど、運営維持管理のほうを、20年間のメンテをやる計画のものを、最初のインシヤルの初期投資で建設のほうに回そうとか、そういうやりくりもできるのが、今回のDBO事業の特徴でございます。副管理者が言いました、安全面について配慮したというのも当然あるのですが、DBOでやる運営維持管理のほうから、これはもう初期のほうの初期投資ということで、インシヤルのほうへ回そうといったことも、建設費が増えた要因の一つにはあるかと思えます。以上です。

○議長(杉山誠君) 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番(田中正男君) 今、その建設費が高くなってもその分はオーバーしないように維持管理費のほうからお金を回すこともできるという、総額でやっていますということですが、維持管理費も見積りよりだいぶ下がって、落札率は84.1%、相当下がっているのですね。これは、具体的には何か、何かを減らしたとか減額したというのがわかっていますか。

○議長(杉山誠君) 答弁を願います。事務局長。

○事務局長(望月昌浩君) 運営維持管理費の減ったというのは、やはり、プラント機器がかなり省エネタイプで安くなったとか、あるいは運転管理面で当初よりも安くなったということでもあります。

○議長(杉山誠君) 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番(田中正男君) この運転管理のほうですけれど、安くなったのはいいのですが、先ほど鈴木議員のときにありましたけれど、要するに今後の維持管理費で組合が負担しなければならないこと、特別な場合とかなっていると思うのですが、その辺の契約

というか内容はしっかり決まっているのですか。これ以外は組合が出すことは、例えば自然災害によって損害を得た場合は協議で決めるとかいうことはあると思うのですが、それ以外のことは全てどちらの負担ということは決まっているのでしょうか。というより、ほとんど100%事業者が、維持管理についてはこれ以外のことについては負担するという事になっているのでしょうか、その辺の具体的なことはどうでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） そちらは、公告にも記載してあるのですが、契約するのにおいて、リスク分担という考え方をしておりまして、リスク分担というのは何かといいますと、一番リスクを管理できる立場の人がやる、というルールがありまして、今、田中議員が言いました維持管理面で何か不都合とか瑕疵が出てきたというものについては全て運営事業者が行うという契約になっています。ただし、自然災害のような、不可抗力的なものについては協議するというようなことで、あらかじめリスク分担については定めた上で契約をするという予定でおります。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 心配するのが、維持管理費は当初より安い金額で決まったといっても、結局何か起こるたびに、これは組合が負担してくれとか、だんだん負担が増えてくるといことで、本当に安くなったのかわからなくなってしまふということが、市民は心配するわけですよ。だからその辺はしっかり、金額を入れたその業者が最後まで責任を持って行うということを保証してくれないと、組合としては、議会としては、安心できません。よく、家を建てる時に、初めは坪50万でやりますと、そうしたらやっているうちに最終的には坪70万になった、という話をよく聞くのですけれど。それと同じように、今回、維持管理が20年間でこれだけですよと言ったけれど、色々なことを言われてどんどん組合の負担が増えるということがないようにすべきだと思います。その辺は大丈夫でしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 基本的には、そういったことがないような形での契約になります。田中議員のおっしゃるような追加料金は発生しないという方法での契約になります。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 金額ですけれど、先ほど、非価格点と価格要素によって点数を決めていますよね。40点というのは価格点の満点なのですから、1者しかないのに。例えば2者あって、200億と180億なら、安い方に点数がいくというのがわかるのですけれど、1者しかない場合、例えば予定価格の100%でも50%でも、1者の場合は40点、満点が貰えるのですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ただいまのご質問の価格点ですが、定量化限度額よりも大きい小さいかで計算方法が分かれていますのですけれど、今回は応札者が定量化限度額よりも高かったものですから。得点化のところを書いてある式で判断したのですけれど、この場合、価格点というのが40点×最低入札価格/入札価格ということで、今回ここが複数あれば最低入札価格と入札価格の割り算ですね、ここの数値が変わってくるのですけれど、今回は1者というところが、入札価格と最低入札価格がイコールになってしまったものですから、ここで40点という計算で出ております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） その辺も、1者しかないということに問題があると思うのですね。これも納得できないのですよ、やはり。金額がいくらでも、100%ぎりぎりでも、50%に下げても、もっと下げても同じ40点になるということでしょう。おかしいですよ、やっぱり。本当に競争もしないで取れるということになってしまいますので、本当にこの辺も、市民としても議員としても納得できない。そういう制度になっているから仕方ないということになってしまうのですけれど、そういう方法が本当にいいのかどうかと思います。もう一つ、技術点と言われている非価格要素を60点見て、価格を40点見て、合計するのですけれど、この焼却というのはかなり一般化している、普及されている方式でやるから、ほとんど差がないと言われているのですね。そういう見方もしているから、価格要素をもっと高く見て、技術要素はもっと低くてもいい、という考え方が増えてきている、最近。茨城の江戸崎もそうなのですが、あそこは逆に技術点を40点見て、価格点を60点見るということで、安い方を優位にしようと、金額の安い方を優位にするという制度を取っていますね。それでも40点という技術点はしっかり評価しますので、だからといって安全ではない、心配だということではなくて、そういう安全な状態だという条件を付した上で、価格で競争させる、低いところに落札させるという方式を取っていますので、そういうことも、今さらもう決まったことですが、前から言っていますけれど、本当に税金を使う、こういう減多にない高額な事業ですので、本当に税金をいかに安くするかということを真剣に考えていくということが必要だと思うのですけれど、その辺が欠けたと思いますが、いかがですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 田中議員のほうから、江戸崎さんが、価格が7で技術が3、という話なのですけれど。江戸崎さんのほうに色々話を聞きましたら、江戸崎地方衛生土木組合のほうでは四つ目の施設の建設だということで、同じ敷地内を拡張しながらやっているわけですね。話を聞いたところでは、もう、地域の方も焼却炉というものはどういうものかわかっている、そういった中で、議員さんの中も、もう四つ目ということになると様子がわかると思いますか、中身がわかってきますので、お金だけを重視した配点でもいいのではないかと、そんな意見もあって、もちろん事業者選定委員会もあるわけですが、そういった意見も踏まえて、江戸崎さんについては価格を重視して入札を行ったというふうに聞いております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 江戸崎は、数が4回やったから、ということではなく、私たちは1回ですけれど、やはり本当に税金を有効に使うということを念頭に置く必要があるかと思えます。

2番目のテレビ放送。もう時間もありませんので、そちらに入りますけれど、先ほどからこれにも関連して質問していますけれど、気になったのですが、管理者から、あの放送は自分たちの意思に反していて遺憾だと、盛んに言っているのですけれど。私は、その誤解を与えるような放送の仕方というけれど、そういう発言をしたということに、まず、誤解を与えたということに対して陳謝すべきだと思うのです。市民とか皆さんに。そういうふうに取り扱ったのですから。それを初めから放送局がいけないのだ、私は遺憾に思います、ではやはり、放送局を批判していることになります。あれは向こうの趣旨でそういう構成をしていますので、そういう構成の仕方が誤解を与えたということに対

して、陳謝すべきではなかったですか。どうですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） テレビ番組の編成権はテレビ局にありますので、お答えのしようがありません。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 編成権はテレビ局にあるから、だから、発言しないということですか。自分は陳謝しないということですか。その聞いた人に、管理者と副管理者の思っていることが伝わらなかった、誤解を与えるような放送になっているのですけれど、自分はそうではないということで、申し訳なかった、もっとわかりやすく説明すればよかったと思わないのですか。それが放送されたから仕方ないということですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） わかりやすく説明をしておったのに、それが放映されないということで、どうしてこの謝罪ですか、誰にするのですか。市民が聞いたことに対して誤解をした、大変申し訳なかったと言えよよろしいのですか。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 自分の意に反して放送されたということでは、思うことがあると思いますよ。ところが、それを見た市民がそうだと思ったのに、それはそうじゃないですよ、ということは、放送によって、自分とは違う形でなったのを、放送がいけないのだというのではなくて、誤解を与えたということに対しては、見た人と市民に対しては、言って陳謝する必要があると思いますよ。いいです、これはこれで、このままにしておきます。

行政の責任者として、税金の使い方はどのように考えているのかと、ここにやはり戻るのでね。今回の、高い安いではないという話をしたことからも、この入札の経過を見ても、本当に税金をいかに有効に、財政法でいわれています、最少のお金で最大の効果を出すという、本来の行政の役割ですね、このことをしっかり自覚して、この基礎にこれがあるのかどうか疑問に思うのですが、どうでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） そのようにおっしゃるのは穿ち過ぎだと思っております。最大の努力をしてみりました。最大の努力をして、最大の効果を上げなさいと、それは当然のことです。そのように努力をしてきたつもりでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） それが、安い高いではないというふうな発言からつながってくると、そう見えなくなってしまう。本当に、何回も言いましたけれど、本当に安全で良いものを皆さんのために造るのだ、それが大前提なのだけれど、1円でも安くするのだという、そこがないのです。安全なものを造る、安心するものを造るのだから、高くても仕方がないというふうに言っているとしかとれないのです、そうなる。そこがやはり今回のテレビ放送を通じて市民の多くが、そんな高いものを買うのか、というふうに思ったのはそこだと思うのです。少しでも安くするために努力したけれどこうなりました、というのならまだわかるけれど、初めから、高い安いではない、高くても仕方ないでしょう、というようなことではやはり、そういうふうに取り捨てしまうのですよ、そう言っていないけれど。その辺がやはり、今回のテレビ放送を通じての、市民にそういう気持ちを与えたということについて、しっかり判断する必要があると思います。それで、

2市の財政状況は、そんなに裕福なのでしょうか。私は疑問に思うのですが。伊豆の国市のことはわかりますけれど、伊豆市はわかりませんが。本当に少しでも経費を安くしないと、今後の財政運営が本当に厳しくなるのは見えているのですけれど。そういう中で、こういう、私は高いと思うのですが、こういう買い物をしているのかどうかということは、本当に不安になります。それについて見解を伺います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 今、伊豆の国市の財政事情をご理解していただいているということですので、伊豆市のほうの立場で、副管理者として申し上げますと、まさに将来投資は目白押しですから、財政シミュレーションを今年の3月に1回組んで、もう1回組み直しを今作業しているのですけれど、伊豆の国市さんも同じだと思いますが、まだ、新市建設の途中にあるわけですね。合併特例債は、新市建設の事業に対する国の支援策ですから、したがって、この財源を。なぜ発電施設を付けても国が支援するかということについては、再三申し上げているとおり、国際社会の要請として、私たちはみんなで一緒になってSDGs頑張ろうと、これは基本的な大枠の中で、各市町もその社会的な使命に貢献できるように、予算については国が支援してでも、いいものを造ってください、という立場に今立っているわけです。それを大前提とした上で、伊豆市の場合で申し上げますと、これを約93億円の事業でやっても、最終的には伊豆市民の負担は約11億円、伊豆の国市さんが13か14億円くらいでしょうか。20年償還であれば、約6,000万円くらいの市民の皆さんの負担において、いい事業を造ろうと、今、しているわけなのです。私がちょっと心配なのは、さっき議員は、入札条件を変えて、というご意見をされましたけれど、入札条件つまり基本計画を変えとなると、佐野に場所が決まった4、5年前に戻らなければいけないのです。基本計画はその時から、何年も積み上げてやっているわけです。何回も何回も議論をして。私が市長になってすぐにスポーツワールドに変わって、スポーツワールドでご理解いただくための基本的な条件を、何回も何回も議論して、積み上げて、場所が決まって、基本計画でまとまったわけです。そこまで戻った時に、絶対に間に合いませんよ。だってまだ地元のどなたにも説明していないのです。地元のどなたにも説明していなくて、基本計画を変えるというご同意もいただいでいなくて、場所の約束も今までと前提条件が変わることを戻して、合併特例債に絶対に間に合いませんよ。伊豆市の財政を預かっている伊豆市長、かつ本組合の副管理者という立場で申し上げれば、今回の財源を失うことは、両市民にとって、私は負担が大きすぎると、心底そう考えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） 私は入札条件のことを言いましたけれど、基本計画まで全て変えるとは言っていないです。私はこれを前から言っています。一番、何もいじらなくて、全然いじらないわけではないですけれど、基本計画をいじらずにできるというのは、入札条件の発電実績を外すか、それから発電をやめる、となれば、基本計画をそんなにいじらなくても。初めから地元が、発電実績があるのか、発電をするのかということまで了解していないでしょう。そういう話で進んでいる話ではなくて、安全なものを造ります、環境にいいものを造りますという話はしていますけれど、初めから発電を付けますとか、発電実績のあるところを参加条件に認めますなんていうところを話しているわけではないでしょう。基本計画もそこまでは踏み込んでいませんから、この入札にかけるにあたっての参加条件の中にそういうことを入れているのですから、それをいじること

に関しては、そんなにこれが、合併特例債の期限が外れるほど長くかかるわけではないです。そこまでやっぱり本当に、税金をいかに安く使うかということを考えたら、そこまで踏み込んだような形で行く必要があると思いますし、本当に私は、最後にこの税金の使い方をどうするかというのが、私たち議員に任せられていると思いますので、その辺の判断をしっかりとっていくべきだと考えています。以上で質問を終わります。

○議長（杉山誠君） これにて、田中正男議員の一般質問を終了します。

○副管理者（菊地豊君） 議長、事実が違います。事実が違いますから正確な説明を。

○議長（杉山誠君） それでは議事運営の関係で、ここで一旦休憩を取ります。

休憩 午後1時26分

再開 午後1時27分

○議長（杉山誠君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（杉山誠君） 補足説明の申し出がありますので。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 先ほどの副管理者からの。発電の件について、基本計画に書いていないというようなことを申し上げたのですが、今、手元に基本計画を見ますと、余熱利用の形態の中で、発電については、エネルギー回収率と、計算しております。ですので、基本計画の中には、発電をするという想定のもとで、こちらの計画の中に盛り込まれております。

○議長（杉山誠君） これで補足説明を終わります。

○議長（杉山誠君） 続いて、3番、西島信也議員。

〔3番 西島信也君登壇〕

○3番（西島信也君） 3番、西島信也でございます。私は、通告に基づきまして、一般質問を行います。入る前に少し申し上げたいと思います。今まで、縷々お話が、一般質問であったのですが、要するに、大方の市民の願いは、高額の焼却炉は造らないでくれ、あるいは、焼却炉に無駄な施設は入れないでくれと、こういうようなことを、大方の市民は言っていると思うのです。それに対して当局側は、安心安全のためにこれは遂行しているのだということを言っているわけです。私は、安心安全と高額の焼却場とかそういうのとは何ら関係性がないと思うのですね。要するに基本計画、基本計画のことは今出ましたが、私は基本計画から見直しをすべきだと思うわけですね。

そこで、質問に入るわけですが、1番目、災害ごみの処理ということでございます。新ごみ処理焼却場は、日量82トンとしておりますが、そのうち10トン程度が災害ごみと計算しているようであります。そこで次の点についてお尋ねをいたします。災害廃棄物のうちどのような種類のごみを、どのような手段で焼却するのか、お伺いいたします。

2番目、発電量について。この施設は、発電をするぞ、するぞと言っているわけですが、①1年間のごみ量に対し、年間何キロワット発電するのかお伺いします。②そのうち、発電量のうち売電量、売るほうですね、売電量はどれほどで、売電価格は1キロワット当たり何円と見込んでいるのか伺います。③稼働20年後の発電量は年、何キロワットになる見込みをしているのか伺います。

大きな3番目、維持管理費について。新焼却場の維持管理費は全部で79億2,240万円、これは消費税抜きですが、これは年間に直しますと、消費税込みで4億3,000万円

程度になると思いますが、この中から支出する修繕工事の金額はいくらまでとしているのか。1修繕工事ですね。一つの修繕工事は、いくら以上はこの中に入っていると。大きいものについては入るか入らないかわかりませんが、それもお答えください。また、修繕工事の金額は、年間いくらかと想定しているかを伺います。

4番目、落札業者の評価。今回落札した、荏原環境プラント株式会社は、安心安全を掲げる本事業を任すに足る業者かどうか、お伺いをいたします。

5番目、見積書黒塗り事件について、でございます。私、西島は、新焼却場整備に係る見積書を組合に開示請求したところ、大部分が黒塗りでありました。組合の隠ぺい体質はここに極まれり、という感じではありますが、管理者はこのことについて、どのように考えているか、お伺いします。

○議長（杉山誠君） 西島議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 西島議員のご質問にお答えします。1、災害廃棄物のうち、どのような種類のごみをどのような手段で焼却するのか、についてでございます。前提として、災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、その処理責任は市町村にあります。災害廃棄物については、両市の災害廃棄物処理計画に基づき、それぞれの市において、収集運搬、仮置き、分別等を行うものであります。当組合の施設では、両市から搬入される可燃物の焼却を行うこととなります。例えば、家屋の柱材などの大型なものについては、仮置き場で破砕処理を行ってから当施設へ搬入され、焼却することとなります。

2です。発電量について、でございます。ご質問は提案書の内容に関することであり、本契約前のため詳細については申し上げられませんが、①1年間のごみ量に対する発電量については、令和4年度の計画ごみ量に対する総発電量を年間約700万キロワットアワーと見込んでおります。②そのうちの売電量と売電単価について、でございますが、令和4年度の計画ごみ量に対して、売電電力量は年間約300万キロワットアワーを見込んでおります。その売電価格は税抜で、再生可能エネルギー固定価格買取制度、FITの対象分が1キロワットアワーあたり17円、FIT対象外分を含めた実質の単価は1キロワットアワーあたり約14円と想定しております。

③の稼働20年後の発電量でございますが、20年度のごみ量を10%減として試算した場合、年間約660万キロワットアワーと見込んでおります。

3、新施設の維持管理費について、でございます。修繕費及び保全費につきましては、20年間で約20億円が計上されております。年間の金額は均等ではなく、年度ごとに計画されているものであります。

4、落札業者の評価について、でございます。当事業の実施にあたって、安心安全の確保は最も重視しているところであり、それを前提として基本計画が策定され、当組合の入札参加資格要件や要求水準等を決定しております。落札事業者については、当然ながらその基準を満たしており、適正に事業を進めていただけるものと考えております。当該事業者は、国内325施設の建設実績、110施設の廃棄物処理施設を管理する実績を有しております。

5です。見積書の開示について、でございます。鈴木議員のご質問でもお答えしたとおり、情報開示については、組合の情報公開条例等での規定に基づき実施しており、隠ぺいということはございません。以上です。

○議長（杉山誠君） 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はございますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） それでは再質問をさせていただきます。まず、どのようなごみを処理するのか、焼却するのかという問題ですけれど、今、管理者さんは、柱とかおっしゃっていましたが、本当に柱とかその他のものを焼却できるとお考えでしょうか。この災害ごみの中の木質系ごみには、今おっしゃった柱材、角材、家具、流木、倒壊した自然木等々、色々あるわけで、非常に大型のものもあるのですけれど、仮置き場で破碎して、それを持ってくると、そういうことが現実にできるのでしょうか。私が調べたところによりますと、仮置き場に置いたものは、誰が処理するかというと、産業廃棄物の業者なのです。役場の職員がやるわけにいかないのでしょうか。それが本当に、そこで破碎して、持ってくるのですか。普通の場合は、そこで簡単な仮設の焼却炉を造るのですよ。本当にそんなことができるのですか。それをちょっとお答えください。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 西島議員のご質問にお答えします。今、災害があった時に仮置き場のごみを持ってこられるかということでございますけれど、東日本地震のあった時の、宮城県の事例です。こちらは、やはり自分たちで処理できない、原則は市町村が災害廃棄物を処理するのですけれど、自分たちで処理できないものについては、宮城県の事例ですと、県が、議員がおっしゃるように、仮設の炉を造って処理しております。ただ、その他に、市町村の独自処理も、宮城県の場合は行ったと聞いておまして、具体的な数字はちょっと記憶にないのですけれど、宮城県の事例においても、東日本のような大きな災害の時には、県も応援といいますか、仮設炉で処理しましたし、当然自治体も独自処理をしているというようなことを聞いております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 宮城県の例がありました。災害は宮城県にかかわらず、どこでも起きているわけで、つい最近ですと、2、3年前に熊本県の地震がありました。昨年は広島県でも豪雨災害があったわけですが、全部、産業廃棄物の業者がやっているんですよ。そんな市の焼却炉で角材を燃す、廃材を燃す、流木を燃すなんて、そんなことは、私が今まで調べた中では1件もないですね。現実的に無理なのです。自治体の焼却場でそんなものを燃すなんてことは、全部、野焼きか何かわかりませんが、産業廃棄物業者がやる。産業廃棄物業者がやっているといっても、それは市町村が頼んでやっているんですよ。市町村が頼んで、国から補助金を貰って。国から補助金を貰って、みんな処理しているんですよ。それは市町村が事業主体でやっているんですから。そんな焼却場で、自治体の焼却場で燃すなんてことは、絶対無理なんです、そんなことは。そういうことです。それで、今回の計画では、焼却場では焼却できないごみを、日に10トン算入している。10.5トンですか。焼却炉を大きくしているんですよ、それだけ。これは無駄な、実際は燃せるわけがないのですよ。時間もどんどん過ぎていきますから次に行きます。

発電量について。1年間のごみ量に対して年間何キロワット発電するのか。700万キロワットということですね。まず、売電量が300万キロワットということですね。そうすると自分たちで使うのは400万キロワット、そういうことになりますね。売電価格が、ちょっとよくわからなかったのですけれど、もう1回聞きますけど、売電価格はいくらくち考えているのですか。

- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 管理者の答弁にございましたとおり約14円で計算しています。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。
- 3番（西島信也君） 14円というのは、いつの時点で14円と計算していますか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 現在の価格でございます。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。
- 3番（西島信也君） 売電価格というのは、どんどん下がっているのですよ。固定価格買取制度が始まりました2012年、その時には、売電価格が産業用で40円だったのですよ。1キロワットアワーあたり40円。それが、7年後、今年の2019年はおっしゃるように14円ですよ。これが来年、再来年、そのまた次となれば、どんどん下がって、おそらく3年後には2、3円になっていますよ。毎年下がっているのですから。2012年が40円、毎年下がっているのですよ。この辺をどういうふうに計算していますか。下がらないで計算して、ずっとそうしようとしているのですか、どうですか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） ただいまの、売電価格のFIT制度における価格については、経済産業省の通知、情報ですと、2019年度以降の買取価格は17円ということで記載がございます。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。
- 3番（西島信也君） それは、10年間なり20年間なり、同じ価格でやるということですよ。ですけれども毎年毎年、その基本の価格が下がっていくのですよ。契約した時点で変わるわけでしょう。20年度は14円のままであるのですか。私がいろいろ調べると、どんどんこれから下がっていくという情報があるわけですよ。来年度も14円ですか、それを答えてください。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） FITの、経済産業省の通知によりますと、2021年度までは17円、税抜ですけれども、17円で買取るということになっています。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。
- 3番（西島信也君） 今、17円とおっしゃいましたけど、17円ですか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 固定価格買取制度FITでは17円ということでございます。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。
- 3番（西島信也君） 14円は何ですか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 電力の買取りというのは、バイオマス分で見えていますのがFITの価格、17円でございます。非バイオといわれるものがございまして、そちらについては、地元の電力会社の東京電力ですね、そちらのほうの買取価格で見えております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。
- 3番（西島信也君） バイオマスの発電、それをちょっと説明してください。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 一般廃棄物を燃す際に、地球環境も含めたバイオ、そういうところに貢献するということでは、例えば一般廃棄物の中に含まれる繊維とか木屑とか

紙、食品残渣とか、こういったものについては、買取価格を、ごみ量の6割と見ています。ですので、6割分がFITの対象ということで17円。その他の非バイオの分は、4割分というのが、東京電力エナジーパートナー株式会社の通知によりますと、購入単価が10.86円ということでございます。ですので、厳密に言いますと、一般廃棄物で出てくる売電というのは、FITのバイオ分と非バイオ分というのがあって、そのごみ質の割合によって変化してくる、というものでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） あまり聞きなれない言葉をお使いになるから、こっちはよくわからないのですけれど、とにかく、毎年毎年、売電価格というのは、売電単価というのは下がっているんですよ。それを言っておきたいです。これからどうなるかわからない、下がっているんですよ。発電のことについてなのですが、今、燃している量は、300日平均で1日に燃している量は、新しいごみもありますから、プラスチックを入れるとかし尿汚泥を入れるとか、もうし尿汚泥は入れているみたいですけど、とにかく現在70トンとしますと、20年後には何トンになるとお考えですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 我々の試算でいきますと、20年後、平成52年度の量を計算しましたら、焼却規模は75トンとなっています。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 今、75トンとおっしゃって、75トンというのは、今、70トンしか燃していないのに、何で増えるのですか、5トン。その辺を伺います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 申し遅れました。82トンで、今回基本計画で定めておりますので、その基準に鑑みまして、20年後のごみ量ということで申し上げたということでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） それでは、発電も82トンで計算しているのですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 今現在の計画に沿って、平成34年度、令和4年度のごみ量に応じて発電量を計算しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） だから、82トンで計算しているのか、していないのか、どっちか言ってください。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 82トンで計算しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 82トンで計算しているのですか本当に、発電量も。それじゃあ、災害が来てくれと言わんばかりじゃないですか。発電に関して言えば。本当ですかそれは。私は、発電は、災害ごみを抜かした分だけだと思ったのですけれど。それは、私はひどいことを聞いたと思うのですけれど。今の伊豆市と伊豆の国市の人口は、7万9,000から8万人ですよ。稼働20年後、どうなるかという、これは社人研の計算ですと、社会保障人口問題研究所の計算で言いますと、5万5,000人なんですよ。31%の減なんですよ。したがって、災害が来ないことを前提に言いますよ。70トンの今焼却をしているの

が48トンになるんですよ。20年後は、人口から計算しますとね。中には、インバウンドでそんなに減らないなんて言う人がいますけれど、そんなことはあてになるものじゃないですよ。48トンで、1日48トンなのに、発電できますか、そんなに。先ほど管理者がおっしゃったのは、10%減と言ったのですね。そうじゃないです、30%以上減になるのですよ。そこをどう考えていますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 少し整理をして、私のほうから。基本的な考え方が少し、議員は誤解されているような感じがしていますので。まず、売電価格についてはご承知のとおり、国は一旦契約したらそれでいくわけですから。40円くらいから下がっているというのは、新規契約をする時点において、状況が変わって、発電施設も、価格が下がった時は、新たに契約したところについては下がるわけです。一旦下がったところを、契約したところをずっと下げているわけではありませんので、それではとてもビジネスは入れませんから。それが段階的に。さっき議員は、来年契約しても下がるとおっしゃったから、そうではありません、ということをおし上げた。来年契約できれば、その価格で安定するわけですから、そこは誤解がありますので、ご理解を賜りたい。

それからもう一つ、伊豆市の例で申し上げますと、全体のごみ量のうち約55%が住民で、約45%が事業系のごみになっています。西島議員は、これまでのご議論の中で、事業系のごみは事業者に処分させるべきだというご発言もありましたが、ご承知のとおり、これは事業系のごみも、一般廃棄物は自治体が、処理責任がありますので、伊豆市の場合でいう約45%の、おそらく観光のお客様が使ったのであろう事業系のごみも処理する必要があります。したがって、人口減少に比例して、同じ分だけごみが減るわけではありません。そして、ご承知のとおり、伊豆市のほうが比重は高いのですけれども、伊豆の国市さんも有数の観光地ですから、2市において、総合計画の中で主産業である観光は振興策が出ている。実際伊豆市は3万7,000人から始まって、今3万を切っていますけれども、経済規模はほとんど、約1,000億円で、経済が人口に比例して落ちているわけではありません。やはり、ありがたいことに伊豆半島というのは、観光のお客様がたくさんいらっしゃるわけです。まさに修善寺温泉なんかは、議員ご承知のとおり、今3軒同時に旅館を改修するくらい、追い風が吹いている中で、そういったものを見込んで、でも10%くらいは20年後に減りますという計算であって、人口減少イコールそのまま、ごみ焼却量ではありませんので、そこも合わせて、誤解なきようにご理解を賜りたいと思います。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） インバウンドがあるから、観光だから減らないと言うけれど、そんな確証はどこにあるのですか。何もないでしょう。大体、この前も新聞に出ていたけれど、伊豆長岡の何とかという旅館が倒産したとか、色々出ているじゃないですか。商店だってどんどん減って。ですから、稼働20年後には、48トンしか燃さないことになるのですよ。おそらく1万2,000トンくらいですね。そうしますとどういうことになるかというと、これは1炉運転ですよ。1炉運転が月25日。1炉運転すれば売電できないと、前からおっしゃっているじゃないですか。したがって、売電なんていうのは夢のまた夢で、自分たち焼却炉の電力を賄うだけ発電できるかどうかというところが、そこが問題になるくらいで、売電なんてできるわけがありません、と私は申し上げます。したがって、前に貰った積算書で、20年間の売電収入が5億6,680万円と、こうなっていますね。

年に直すと約2,800万円、売電収入があると。こんなものは夢のまた夢ですよ。5年10年経てば、ほとんどゼロになっちゃいますよ。ということで、売電なんかは全然無理だなと私は思うわけです。

もう一つ聞きます。今、交付金で、循環型社会形成推進交付金というのを使おうとしているわけですが、もう一つ、二酸化炭素排出抑制対策交付金というのがあるので、これについては調べたことがあるのですか、お伺いします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 計画当初、こちらの交付金もあるということで、考慮はしました。ですけれども、循環型社会交付金を活用するというので決定といたしますか、そういう方向で進めてきております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） だから、ボイラー発電では、早晚発電できなくなるのですよ。売電なんていうのは夢のまた夢で。建設費に大体13億円くらい、内容はわからないですよ、黒塗りですから何しろ、黒塗りだからわからないけれど、大体13億円くらい発電設備の建設費にかかって、そして維持管理費が年間7,000万円と、こう前に説明がありましたよね。7,000万円もかかるのですよ。発電できなくなったら、これは本当にもう、やるだけ赤字だということになるわけです。本当にそういうことで、発電設備はやってはならない施設だと思うわけですね。

それでは、次のほうへいきます。維持管理費ですけれども、焼却場の維持管理費ですね。これにつきましては、20年間で約20億円と、さっき答弁されましたね。1年間に1億円のわけですね。これは、最初の5年10年は、使ってもごく少額だと思うのですね。造ったばかりなのだから、新品ですから、壊れるところは出てこない。その場合は、その修繕費、予定している1億円はどうされるのですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 議員のおっしゃった、当初新しいうちはそんなにお金がかからないということでございますけれども、今後の契約については均等払いということで、20年を均等に払っていくと。ですので、工事が生じても生じなくても均等払いをしていくということでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 均等割りだということなのですけど、その1億円の修繕工事を予定していて、1,000万円しか使わなかったら、あとの9,000万円残っているのはどうするのですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） そこがDBOの特徴といたしますか。新しいうちはかからない。議員が言うように、1億のうち1,000万使用して、9,000万円は余ってしまうということで、これは内部保留ということで資金上のやりくりをしまして、保留するというのでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 要するにプールするということですね。これは非常に危険な考え方でありまして、例えば、もしもその管理している会社が倒産したということになったらどうするのですか。その何億もプールしたお金はどうなるのですか、お伺いします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 運営会社が倒産と申しますか、財政的に厳しくなってきた時には、代表企業が、100%出資している代表企業で資本を増やしたり、財政状況に応じた措置を取るということになっております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） そういうことを言うと思ったのですが、これは非常に危険な運営の仕方ですよ。大体、こういう役所みたいところは、単年度決算でどんどんやっつけていかなければ。もしもそういうことだと、1億円のうち1,000万円しか使わなかったら、9,000万円は市のほうでプールしておくとか、そういうことを考えなければ。そんな、どんどんやっってしまうなんてことでは、全然、箸にも棒にもかからない、ということをおし上げておきたいと思っております。

それから、次。落札業者の評価ということで、ただいま管理者から、落札業者、荏原環境プラントについて、これは色々ところで焼却炉を造った、維持管理運営もやっている、何百か所もやっているというお話ですけど、安心安全の施設を造らなければならないということで、どういうことで安心安全と言っているのか、私はちょっとわかりませんが、そこで皆さん、先ほど議員の皆さんにお配りしまして、執行部のほうにも、議長のお許しを得てお渡ししたのですが、ここに、荏原製作所グループの反倫理行為、というのがあるわけですが、主なものを申し上げますと、売却した本社工場跡地にかかるヤマトホールディングスの訴訟問題。これは要するに、荏原製作所の工場があった跡地を、クロネコヤマトの宅急便のヤマトというところが買った。その土地の中に、アスベストが非常に混入していて、それを除去するのにお金がかかって、ヤマトホールディングスは荏原製作所に、これを払ってくれ、と言ったけれど、荏原のほうは払わないと言って、これは裁判になっています。結局どういうことになったかという、平成31年、今年の1月31日、最高裁判所の判決が出て、荏原は59.5億円及び遅延損害金を支払えと、こういうことになっているのです。いやしくも環境問題に携わっているこういう会社が、こんなアスベストみたいな有害物質を自分の敷地の中にまき散らすなんてことは、これは許されることじゃないと思うのです。2番目、荏原製作所藤沢工場からのダイオキシン含有排水の河川への流出汚染、ということで、荏原製作所が持っている焼却場、藤沢工場から、猛毒のダイオキシンを近くの川へ排出して汚染したということでございます。これは環境省、神奈川県、藤沢市が調べた結果、荏原製作所から出ていると。それで、行政措置、早期に直せと、下に書いてありますけれど、そういうことがあるわけです。3枚目。代表取締役副社長、環境部門責任者の会社資金の不正支出事件、ということです。この副社長という人が、会社の金を不正に支出したということなのですが、これはどういうことかといいますと、これは荏原環境が出した文書です。荏原環境がこういうことになったので、再発防止しようということで、評価委員会というのを作ったのです。そこに、この会社資金不正支出が行われた背景。この評価委員会は、今回の事件は、ごみ処理施設などの環境改善施設の公共工事における、受注に向けての活動について、これに協力した者に対して広く報酬を支払うという業界の慣行及び当社、当社とは荏原環境ですね、当社のガバナンス上の不備が相乗的に絡み合っただけのものだと認識している。要するに、焼却場などを造る時の協力者、協力者が誰かわかりませんが、協力者に対して金を支払ったと、こういうことが書いてあるのです。次に4番目。荏原環境プラント岐阜市東部クリーンセンター火災。これは先ほど、鈴木正人議員の質問にありましたが、荏原環境プラントが維持管理を委託されて

いるのにもかかわらず、そこで火災を起こして、岐阜市が裁判を起こす、という事例であります。他にもありますが、それは割愛しまして、こんなことが荏原環境グループの中には起こっている。荏原環境といえば、環境関連事業を行っている業界のリーディングカンパニーということなのですけど、そういう会社が、こういうブラックなことをやっているわけです。どういうことですか。これについて管理者は、こういう会社を落札業者にしたということは、どうお考えですか、お伺いします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 議員の資料ですね、今日、見させていただいたのですけれど。こういった事案、資料に基づくものは事実かと思いますが。我々、発注する立場から言いますと、あくまでも地方自治法とか、PFI法に則った入札方式で行っておりまして、その中には入札参加者の欠格事項等は明記されているわけでございます。そういった欠格事項とか要件的に認められるのであれば、参加を仮に申し込んできても、こういう理由だから受け付けできませんということが言えるのですが、なかなか、入札公告で、こういう事案があったことを引き合いに出して、欠格事項として規定できませんので、これはこれで事実かもしれないけれど、契約の手続き上はそちらで進めてきたというものでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 事実かもしれないと、これは事実なんですよ。これはホームページ等で公表されている、あるいは裁判で決まっていることで、事実ですから。お伺いしますが、事業者選定委員会の時に、その中の委員長さんとか副委員長さんは、こんなことはよく知っているはずなんですよ。専門家なんだから。話が出ませんでしたか、こういうことは。こんな会社ではしょうがないと。火災が起きるとか、ダイオキシンを狩野川へ排出する、それが安心安全をうたっている施設なんですか。そういう業者が入ってくるとのこと自体が。ダイオキシンが狩野川へ流出するかもしれないじゃないですか。あるいは、あそこら辺へアスベストをまき散らすかもしれない。あるいは火災が起きるかもしれない。あるいは、誰か協力者に違法な報酬を渡すかもしれない。そういうようなことを、そんなおそれのある業者が入ってきていいのですか。私は問題だと思いますよ、こういうのは。これについて、管理者は。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） ここに記載されていることは、実によくお調べになったと思いますが、全てのプラントに、無垢であるか、一切の欠陥がないのか、無傷なのか、そういうことはどうお考えか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（杉山誠君） 管理者、ここでは逆質問できませんので。今のは答弁とみなして、再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） とにかく、こういう業者を堂々と落札業者にするというのは、非常に問題だと思います。禍根が残りますよ、絶対に。次へいきます。あと3分しかありませんから。見積書黒塗り事件について。この黒塗り事件、これです。これは全部で7枚あるのですけれど、見積書は7枚で、これで全部ですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 全てではないと思いますが、ちょっと今、手元にありませんけれど、全てではないと思います。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

- 3番(西島信也君) あと、図面とか何かありましたが、それは見積書じゃないです。見積書はこれだけですね。どうですか。
- 議長(杉山誠君) 答弁を願います。
- 議長(杉山誠君) 暫時休憩します。

休憩 午後2時12分  
再開 午後2時13分

- 議長(杉山誠君) 休憩を閉じます。会議を再開します。
- 議長(杉山誠君) 事務局長。
- 事務局長(望月昌浩君) 今、確認しましたら、見積書は、西島氏から開示請求のあったものに、実際の見積書については、それに参考単価の参考資料がついたものでございます。
- 議長(杉山誠君) 再質問はありますか。西島信也議員。
- 3番(西島信也君) ちょっとよくわからなかったのですが、お伺いしますが、見積書を作るのに、何千万かかる、3,000万かかるとか言いますが、これに3,000万ですか。
- 議長(杉山誠君) 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長(望月昌浩君) 見積書、これを作るのに3,000万かというのは、メーカーに直接聞いたわけじゃないですけど。実際、こういうプラントメーカーが、伊豆市伊豆の国市でこういうプラントの改良事業があるとか、そういうことになりますと、営業の方とかは足しげく通ってくるわけですが、色々な情報を得るために。そういった情報を収集することもありますし、やはりこの見積りを出すとなると、プラントメーカー1社だけの見積りではなくて、機械、土木建築、あるいは設計部門とすそ野が広がった中で、下請けさんにも依頼しなければならないと、そういった諸々の方の作業時間ですとか、人工、時間を要して見積りを出すのに数千万と。これは必ずしも全ての業者が数千万ということではございません。見積りがいくらでできるのか、1件1件プラントメーカーに聞いたわけではありませんけれど、数千万かかることはある、と答えとしては聞いております。
- 議長(杉山誠君) 再質問はありますか。西島信也議員。
- 3番(西島信也君) こんなもので3,000万かかるわけがないですよ。それで一つお伺いしますが、これは企業秘密とかそういうことで、競争上の地位がどうかというのですけれど、まず競争上の地位といっても、入札の締切りが終わってから、終わった時点を出してきたものでしょう。何が競争上の地位か、それと、企業秘密は具体的にどんなことですか。
- 議長(杉山誠君) 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長(望月昌浩君) 今回、性能発注、あるいは官民連携事業になっているということで、今回の事業はPFI事業の実施プロセスに関するガイドラインというのが内閣府から出ております。その中でも、知的財産の保護ということで、当該事業者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある事項を除いて開示してくださいということがありまして、まさに黒塗りになっている部分の修繕費の計画ですとかそういうものは、その企業の技術的なノウハウ、どのタイミングでどういう修繕をするか、

どういう予見をして予防措置を張っていくかというのは、やはり企業としてのノウハウです。うちのほうの公告によりますと、20年間契約をするのですけれど、これは30年間使うという目線に立って維持補修計画を出してください、といている中、機器の長寿命化ですとか、先ほど言いました予防保全とか、30年使うことを念頭に、維持保全、補修、修繕計画を出しますので、やはりそういったものがプラントメーカーのノウハウですとか、長くもたせるやり方、そういったものが知的財産あるいは業者のノウハウに相当するものだと思います。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） そんな企業の秘密とか競争上の地位とかいうことよりも、我々市民が、あるいは議員が知らなければならないことを黒塗りにすること自体がおかしいことなんですよ。それは肝に銘じていただきたいと思いますが、このことについて最後に一つ伺いますが、この見積書に書いてあります、一番最初の、設計建設業務費とありますけれど、括弧して公設公営方式と書いてあります。これはどういうことなのですか。公設公営ではないです、ここは公設民営でやっているわけですよ。これは公設公営だったらいくらかかかりますと、そういうあれですよ、これは、何で見積書を出さないのですか、本体の。ないのですか。本体のはないみたいだね。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 議員ご指摘の見積り、これは、運営事業の様式の中で公設公営とありますけれど、PFI事業は、見積りは公設公営でいただくというふうになっています。公設公営でやった費用よりも、公設民営でやった方が安いと。これは先ほどから出ているバリューフォーマネーの考え方になりますので、官でやるより民が安いということで、最初の見積りは公設公営で、官がやるものとして出していただいております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 私が請求したのは、206億円の見積書ですよ。何でこれは、高いものを出してくるのですか。確かに、一部見ますと高いところが載っているけれど、何で本体を出してこないのですか、伺います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 業者に依頼する見積りは、先ほどの繰り返しになるのですが、公設公営でいただいておりますので、高い見積りとかそういうことではなくて、公設民営ではそこを、削減期待値の話が出ましたが、削減期待値をどうかけるかということが自治体によって違いますので、基準としては、公設公営の見積りが基準となっています。ですので、業者に依頼するのも公設公営の単価で見積りを徴取しているものでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 言っていることが、あまり私はよくわからない。何で本体そのものを出さないのか。それだったら、206億円のもので作りかえればいいじゃないですか、おたくさんたちが。私は206億円の見積書を出せと言ったのです。作りかえればいいのに、なぜそういうことをしないのですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 206億円の見積りというのは、当初から存在しないわけでごさいます、あくまでも公設公営の見積りを基準に、どう自治体が考えるかなんですね、予定価格として考えるのかでございまして、そこを例えば自治体の中で、公設公営を公

設民営に中身を精査することができると言われると、なかなか複雑な機械、多種にわたる工種等、その吟味は、残念ながら自治体の職員ではできないというのが現状でございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。西島信也議員。

○3番（西島信也君） とにかく言っていることがおかしいですが。それで、こうやって矛盾点、疑問点、つじつまが合わないことがこれほど多く出てきているにもかかわらず、当局側は、多くの市民が求めている見直しを何もしないで、強引にことを進めようとする。誠に遺憾であります。こんな200億円もの税金の無駄遣いは許されないものであります。これでは市民は塗炭の苦しみに落ちると。税金を必要なところに使わないで、こんなどうでもいい、どうでもいいと言ったら悪いですけど、使ってしまうというのは。こんな借金ばかり増えますと、市の存続すら危ういこととなります。速やかに焼却場建設の現計画を破棄し、市民の誰もが納得する新しい計画を作るべきであると思います。以上で質問を終わります。

○議長（杉山誠君） これにて、3番、西島信也議員の一般質問を終了いたします。

○議長（杉山誠君） ここで、14時30分まで休憩といたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

○議長（杉山誠君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（杉山誠君） 次に、6番八木基之議員。

〔6番 八木基之君登壇〕

○6番（八木基之君） 皆さん、改めまして、こんにちは。議席番号6番、八木基之です。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告済みの、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備運営事業にかかる落札者決定について、管理者並びに当局の皆様にご質問しますので、よろしくお願いいたします。

新ごみ処理施設については、両市に現存する一般廃棄物における可燃ごみを処理している全施設が、稼働後25年以上を経過し、老朽化が進んでいるため、平成17年9月に伊豆の国市伊豆市廃棄物処理施設組合設立準備会を設立し、施設候補地には2地区が候補にあがったものの、見直しや白紙となり、この間、一般廃棄物処理施設基本構想の策定、広域一般廃棄物処理施設のあり方市民検討会による望ましい施設の検討及び検討会報告書の提出がなされ、平成26年12月に建設地が伊豆市佐野地区に決定した。その後、平成27年4月には、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合が設立され、平成29年3月には組合が作成した、新ごみ処理施設基本計画書が公表され今日に至っております。平成30年11月16日付で公告した、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備運営事業に係る総合評価一般競争入札において、新ごみ処理施設事業者選定委員会の結果が、落札者が桜グループ、構成員、代表企業荏原環境プラント株式会社東日本営業部、協力企業が若築建設株式会社、若築建設株式会社静岡営業所、青木興業株式会社、中豆建設株式会社、土屋建設株式会社、落札金額が設計建設業務費93億5,000万円、運営業務委託費79億2,240万円、合計が172億7,240万円であり、審査結果が総合評価点で78.45点と公表されました。そこで、以下の質問をします。

(1) 入札参加業者が1者であったことについてどのように考えているのか。(2) 落

札金額についてどのように考えているのか。(3) 総合評価点についてどのように考えているのか。(4) 9月下旬に本契約の組合議会が予定されているが、住民説明をどのように考えているのか。(5) 設計建設業務費 93 億 5,000 万円の財源内訳を示していただきたい。(6) 新ごみ処理施設整備基本方針に、経済性に優れる施設と同等、或いはそれ以上に、環境保全を色濃く打ち出しているが、再度その骨格について説明いただきたい。以上でございます。

○議長(杉山誠君) 八木議員の質問に対し、答弁を願います。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者(小野登志子君) 八木議員のご質問にお答えします。1、入札参加業者が1者であったことについて、でございます。事業者の参加意欲を高めるため、参加希望の多かった事業方式を採用し、入札公告前に事業実施方針を公表するといった方策をとってまいりましたが、結果として1者のみの応札であったことは事実として受け止めております。

2です。落札金額について、でございます。当事業は総合評価方式を採用しており、金額のみで落札者を決定するものではありませんが、91.97%という落札率は他の事業を見ても一般的な水準であり、妥当な金額であると考えております。

3、総合評価点について、でございます。今回の応札者は1者であったことから、点数の相対評価はできませんが、提案内容は、当組合の要求水準を上回るものであり、満足できる内容であると考えております。具体的には、本日公表予定の、事業者選定委員会による審査講評に示されますが、近隣住宅への圧迫感の軽減や隣接の水田に煙突の影がかからないように配慮した建物配置、防災拠点とする側面からの管理棟の耐震性強化、子どもたちの興味・関心を引き出す工夫がされた見学・学習機能などが高く評価されました。

4、住民説明について、でございます。9月の本契約前の住民説明としましては、落札者決定と審査講評の内容について、地元5地区での説明会の開催と、市民向けには説明のチラシを配布することを予定しております。

5番です。設計建設業務費の財源内訳について、でございます。設計建設事業費は、契約時点での消費税8%で計算しますと、総額100億9,800万円となり、そのうち国からの交付金は約28億8,000万円となります。交付金以外の分については、構成市負担金として両市に負担していただくこととなりますが、両市とも合併特例債を活用する予定であることを確認しております。その場合、両市による試算では、地方交付税交付金が両市あわせて約48億円交付され、両市の実質負担額はそれぞれ、伊豆市が約10億8,000万円、伊豆の国市が約13億3,000万円となります。

6です。整備基本方針の骨格について、でございます。ご承知のとおり、平成25年の広域一般廃棄物処理施設のあり方市民検討会による検討を経て、基本計画策定委員会において4つの基本方針を策定したところであります。環境保全に関しては、「地球環境及び周辺環境の保全に限りなく配慮し、万全の対策を期するものとする。また、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用の観点から、ごみ処理に伴う余熱を最大限回収し、効率よく活用する」としており、当事業の大きな柱とするものであります。以上でございます。

○議長(杉山誠君) 答弁が終わりましたので、再質問を許します。再質問はございますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） それでは、ご答弁ありがとうございます。早速ですが、再質問に移らせていただきます。1番から6番まであったわけですが、関連性があるので一括ということでよろしくお願ひしたいと思います。少し、一番最初に管理者伺いたいのですが、先ほども申し上げたわけですが、今、新ごみ処理施設基本計画で動いているわけなんですけれど、平成17年9月26日から組合の設立準備会が設立され、既に14年という月日が経っているわけですから。特に建設候補地が決まるまでは、9年という月日が流れたわけですから。私自身も、江間地区に住んでおまして、過去、スポーツワールド等のことで非常に苦慮したということについて、本当に昨日のように色々覚えていてわけですから。そういう中で、今、この事業を進めていくということに対しての管理者としての、まず、お気持ちをここで少しお話をさせていただきたいと思ひます。

○議長（杉山誠君） 答弁を願ひます。管理者。

○管理者（小野登志子君） では、お答えさせていただきます。私が市長に就任いたしましたのは平成25年でございます。7年目に入っております。この25年、市長に就任した際、一番の課題というのは、やはりこのごみ処理施設、焼却場をどこにするかということでありました。これが選挙の一つの争点になっていたことは確かであります。そこで私は、担当している職員を5人集めて聞きました。その時に、はっきり聞いたわけですが。皆さんは、誰も集まってくれない説明会を開いたり、大変なご苦勞をなさっておいですけれど、本当にスポーツワールド跡地でごみ焼却場ができると思うのですか、と聞きました。こういうことは色々議論するより、はっきり聞いておいたほうがよろしいからです。そうしましたところ、5人の職員が全員「できません」と答えたわけでありました。それではどうしてこれから候補地を決めるか、1年間のうちにしっかりやっってくださいと、お願ひをしました。そうしましたら、職員5人が「これだけの人数ではできません」ということでありましたので、「いえいえ、死ぬ気でやっってください。私もそうします」と、1年間で決めましょうと、強くこの決意を述べたわけですから。そうしましたところ、1年経ちません。それが4月でしたから。その翌年の1月15日、佐野というところで、やりますという声を上げていただきました。その間に、5つの候補地が出ておりました。これはもちろん、菊地市長のお骨折りのおかげであります。そしてこの5つのところに、私たちは参りまして、5回です、5回の説明会、合計25回の説明会に私も参加させていただいたわけでありました。そこで、先ほど八木議員がおっしゃったように、ここに決まりまして、委員会が、これから基本計画を作り、事業を進めてくるようになったわけですが。一番苦しかったのはその時です。4,000人も反対運動の署名をいただきました。スポーツワールド跡地では、とても無理なんです。無理なことを議論していても仕方がありませんので、前に進みましょうと、職員と一緒に手を携えて進んできたことが、ここに至ったわけでありました。それから長期債務負担行為の件に関しましては、これは議員の皆様とよく話し合いをした上で、ここまで進めてきたものと思っております。しかしながらここで、高すぎるとか、お金の問題じゃないと言ったとか、そういうことで大変なパッシングを受けたわけでありまして、ある市民の方がこのように私に言ってくれました。「市長に、全部の市民に説明をせよというのは、無理じゃないですか」と。これは、ある市民団体の会合で、ごみの話が出た時のことでありました。「これはやはり、あなた方が選んだ議員さんに直接聞いて、そしてどうするかということをお話し合うべきではないか、市長に全部の説明を押し付けるなんて、それは違うではないか」

という、そういう市民の方がおられました。そのために、議員の皆様には、何度も何度も同じことを説明させていただいているわけでありますが、ようやくこの時を迎え、本当にここでしっかり決めていかなくてはならないと思ったわけでございます。管理者の気持ちを聞かれましたけれど、やはり私が市長に就任し、ごみ焼却場から毎日のように、ここの修理をしてくれ、このブレードが切れなくなってしまったから1億円かかる、そういう色々な修理を何度も何度もし、それを言うてくるごみ焼却場の働いている皆さんもつらいことではないか、一刻も早くこの事業を成し遂げなければならないと、私は強く感じているところであります。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） ありがとうございます。何で最初にそんなことを聞いたのかというと、僕がこれから一般質問するためのエネルギーとして、少し市長の力強い声を聞いておかないと、力が湧かないかと思って、ご質問させてもらったのですけれど。ただ、一点だけ、管理者。さっきの中で、説明責任が私だけではないという意味合いの言葉があったのだけれど、やはりその説明というのは組合当局が中心になってやっていただくということは、念頭に置いていただきたい。当然思っていると思うのですけれど。その辺はまた後ほど振りますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、具体的な話のほうに入りますけれど、さっきも田中議員が言った、これは当局のほうが出してきた資料なのだけれど、3年間の施設の完成したデータを出したいきさつなのだけれど、さっき田中さんのほうは、請負比率で喋ったもので、1者入札が3年間で18者ということなのだけれど、請負比率から言わなければ20者ということになるのですけれど、3年間で46者中20者が、1者で応諾して契約を結んでいるという事実が、過去あるわけです、3年間に。率にしたら43.4%、かなり高い率なんですね。私がこうやって喋るので、お金じゃないということはありません。さっきも田中さんが言ったと思うのですけれど、当然これは血税であって、ここに来られる皆さん全員が、1円でも安くするための努力というのは、これはしていると、私は解釈しているわけなんです。ただ、田中さんがこの書類を見て、1者による高止まりであるとか、競争性がないだとか、建設費が高いところ、これが高止まりですね、ということは確かに言えると思うのです。ただ、そういう中で、これを見てきますと、この中には600トンクラス、300トンクラス、東京、色々なところの大きいものも全部含めて、1者のものが契約を結んでいるのです。請負比率100%のもの、この中の例でも、さっきちょっと拾ったら29年中、1者契約が、7者中6者がうちの91.97%より請負比率が高いのです。28年も4者中4者が、うちの91.97%より高いです。27年も7社中7社。要するに、世間で請負比率がうちより高いもので契約を結んでいるのです。それも1者しか入札に応じていない。たぶんその、どの自治体でも、これをやるために相当の努力というか、これの契約に行くまでには、やはりうちと同じような議論があったのだと思うのです。この高い率で、皆さんが結んでいく、これがDBO方式としての問題があるとしたら、この制度にも問題があるのかな、というふうに思うのですけれど。とりあえず、いきなり管理者というわけにもいかないものですから、事務局長として、何で1者がこれだけ多いのかというのを自分なりにどういうふうに解釈しているのか、ちょっと喋っていただけますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 八木議員のご質問にお答えします。このごみプラントの入札で、今ご意見がありましたけれど、1者入札が多いと。しかも、当組合より高い落札率

で受注しているところが多いという話なのですけれど、繰り返しになってしまうのですが、このごみ処理プラントの特殊性というのが一番にあるのではないかと思います。性能発注ですとか、DBO方式ですとか、色々と通常の公共事業ではない方法での事業のスタイルで。当然そういう通常の公共事業でないスタイルですので、入札も、一般競争の中でも、総合評価でやるという中で、その総合評価の中でもかなりその提案を重視する評価になっております。そここのところの根本的には、申し上げたとおり、官側、行政側で積算、設計ができないということがございます。通常の行政が発注する工事であれば、設計委託したり、行政が独自に積算する場合がありますけれど、自分たちで一つの工事というものが、積算したり材料を拾ったり人工を拾ったりしてわかるわけです。すなわちこの工事は、その金額に対してこういう工法でこれだけの材料を使って、こういう流れでこういう工期で、全て行政側でそれが見通せるといいますか、発注の際に見当がつくというものでございます。しかしながらこのごみプラントは、ご承知のとおり、自治体にとっても30年、40年、それ以上に1回の事業でございまして、行政側でも従来の工事とは違った形で、入札方法とか事業の中身を精査しなければならないというところがあると思います。この入札の件数、応募者数に関しては、先ほど来からの議論であるのですが、このメーカー自体が15、16社の中で、日本全国の1,100施設くらいをやっているということもあって、その15、16社にノウハウが集中してしまっているのが実態でございます。うちが採用するストーカ方式につきましても、ストーカ方式というのは一番伝統が古くて、安定している処理方式とは言われていますが、その中においても各社、色々とその炉を冷やす空冷式ですとか水冷式にしようとか、あるいは炉の摩耗を防ぐ方式を開発したり、細かいところで色々な技術、日進月歩の技術で改良しております。加えて近年の発電、ボイラー等の発電の効果も焼却炉に加味するということになります。その辺りでも、こういう焼却施設が複雑化したりしているところが事実でございます。そういった中で、企業としても、参加するには相当綿密に社内で検討して、入札に応募するということがありますので、通常の工事みたいに年間何本、何十本と土木工事を発注するというような形で簡単に積算できないということと、一つ工事を抱えますとそれだけで3年間かかるわけで、企業側のコストがかかる入札であるということも事実ですが、通常の工事のような、手だけ挙げて、入札だけ、金額だけ入れるというような従来の入札と違いますので、そういったところも考慮すると、入札参加者が少なくなってしまうのかな、というふうに感じております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） わかりました。私自身も、設計書を作れないというのは、この手の契約としては難しい問題だろうなというのは理解しているのですけれど。一個、平成29年の東京都なんですけど、目黒区で、600トンで、1者で100%なんですね。東京は唯一、自分で設計書が作れると言っている団体なのですよ。それでも100%で契約をしなければならぬという、今、そういう非常に難しいところに来ているのだなというように、私自身ちょっと思っているのですね。そのことはそれとして、次に行くのですけれど。落札金額の、設計建設業務費、93億5,000万ということで、99.89%。部分的に見ると、そちらは高い。これ自体が元々、さっき言ったように、図面も設計書もない中でやっているわけですね。さっきも副管理者のほうが、地盤を1メートル上げるとか、建物の耐震強度とか擁壁の設置をこういう中でしていると。それは企業努力だよ、というところが、こういうところだから、今聞いてそういうことがわかる。でもまだ、今日時点では、先

ほどホームページでお知らせすると言った、落札者決定、7月10日にいただいたものですけれど、この中身はまだ公表されていないわけですね。やはりそういう中で、特に管理のほうなのですけれど、非価格要素加点審査における評価項目及び配点ということがありますよね。その中の地球温暖化対策エネルギー有効利用という括りがあるのですけれど、当然、うちはエネルギー回収率15.5%で出しているわけですね、要求水準書としては。当然企業というのは、そこに付加価値というものを努力して持ってくるということになっているのですけれど、こういう数字は、例えば15.5%だったのが16%だったのか、というようなことというのは示すことができるのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 今のご質問の中で、エネルギー回収率、要求水準では15.5%ですけれど、実際の事業者の提案では18.5%で提案しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） そういうところが、やはり、目に見えない企業の努力ということになるのですけれど。そこを見ているわけですからもう一つ。次のページですね。測定結果の中に、公害防止の対応とあるのですね。こういうところで、どういう提案が主になされたか、というものが今説明できますでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 公害防止に関しては、当然、国の排出基準というのがございます。それをオーバーすると法律違反になってしまいますので、その前の段階として企業は、炉を停止する停止基準というのを設けております。その停止基準より一歩手前に要監視値、停止をする前に要監視値というのを、さらに一歩手前に設けております。そしてさらにその前に、予鈴値ということで、20分間隔で操業している機械をモニタリングしまして、予鈴値というのも設けております。ですので、停止基準を含めて3段階で公害防止の基準を守るといような提案をされております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） この配点はこのあいだ貰ったのですが、この説明というのが、例えば8月29日の組合の全協とかで説明いただけるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） そのとおりでございます。こちらの審査講評の公開については、本日この後に公開しますけれど、その資料を使って説明するのは8月29日の組合全員協議会で行う予定です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） 私個人としては、今日、一般質問があったもので、少し前に説明していただくと非常に良かったかなというふうに思っていますけれど。さっき、熱回収率の話の中で、その延長上にボイラータービンとか発電機の話が出てくるわけですが、環境省の出しているエネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアルの中でこう書いてあるのですね。「現状技術では、日当たり70トン程度未満の小規模施設においては、高効率発電は言うまでもなく、発電設備そのものを設置することが困難な場合が多いため、小規模施設においては無理な計画とならないよう、十分な検討をすること」とあるが、これについて、組合としては今までどういう努力をしてきたのか、お話しを願います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

- 事務局長（望月昌浩君） 確かに、環境省のエネルギー回収の基準といたしますか、70トン以下は小規模だと、考慮しなさいというか工夫しなさいというのが書いてあるのですが、実際、当組合の施設は82トンでございまして、70トンよりは大きいわけですが、基本計画の策定に際しまして、プラントメーカーにアンケートを取りまして、その中で、エネルギー回収率15.5%が出るというような回答をいただいております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。
- 6番（八木基之君） そうなりますと、前にいただいている、新ごみ処理施設発電設備設置に関する費用対効果というものをいただいているのですけれども、わかりますでしょうか。要するに、発電機を付けた時に、それがどのくらいの影響があるかと。これ自体が、さっきからのいくらで売るかということもあるのですけれども、当時15.5%の熱回収率でいったということは、それが18.5%にいくということは、当然これがある程度、数値的には伸びているのかなというように思うのですが、今、この20年間のランニングコスト全て含めて結論的には8億735万3,000円有利ですよ、というデータをいただいているわけですね。これは今現在も当然生きているし、回収率が18.5%になったということはこれ以上に有利に働いていくというように私は考えるのですが、それで間違いないでしょうか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） そのとおりでございます。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。
- 6番（八木基之君） なかなか、うちのトン数というのが微妙なところというのは、前々から色々と言われているわけなのですけれども、例えば3年ほど前に完成した近江八幡市の環境エネルギーセンター、これは日当たりの規模が76トンで、公設民営DBO方式、ストーカ式ということで、ここが小規模ごみ処理施設として、高効率ごみ発電エネルギー回収プロセスを提供することによって、小型炉であってもLCC、維持管理費を抑えて、かつ安定売電ができる施設ということで、かなりPRがかかっているのですけれども、事務局はこのことは知っておりますか。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。
- 事務局長（望月昌浩君） 把握はしております。この中で、売電価格で約2,000万円の提案に対しまして、平成29年度の実績は約4,850万円の売電があったと聞いております。
- 議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。
- 6番（八木基之君） そういうことで、今は、さっき言ったものと違って、小規模であっても発電が、かなり技術の進化というか、できるようになってきたということが言われているものですから、その辺も色々説明をしていかなければいけないのかなと思っているわけでございます。それから、先ほど他の議員からもあったのですけれども、入札条件の中に、タービン式発電機を折り込むか折り込まないかというようなことについて、やはり一つの団体として、その特殊なものを造る時に、例えば、市でいえばプールを作る時にプールを1回も造ったことのない業者を入れるのかといたら、入れないで、そこにはプールを施工したことがある業者を、というのが指名競争入札であっても通常入れる。これは、僕は、一般的に入れると解釈しています。ある程度、安全性だけということではなくて、そのあとの維持管理というものを含めた中で、発電設備を条件として付していくということは、僕は必要だと解釈しているのですけれども、事務局はもう一度、その辺はどうなのですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） 実際に建設する地元の皆さんのご意向と、これまでの経緯の中で、伊豆市も伊豆の国市も色んな事業で、既に公共事業で、発注条件を付けているところがいくつもの事業であります。その中で、安全な施設にせよ、不安がある環境衛生施設について実績条件を付けないというのは、これはやはり市民の皆さんにとって大変大きな不安材料になるのだと思っております。そして発電については、議員からもご指摘がありました。今、環境省の中で色々な、通達行政ではありませんので新しい通達という形ではありませんが、外郭団体も含めて、発電技術が進んで、今までは小規模といわれたものでもかなり効率的に発電できる場所があるのです。これは繰り返しますけれど、何を燃やそうが熱は出るわけですから、それを放出して、火力発電所から作った電気を毎年買うというのは、やはりこの環境を大切にすると2市の事業としてはいかなものかと。うちの議員さんは、沼津とやっている土肥戸田のごみ焼却所の議員さんでもありますので、つい先日、そちらの議会があったのですが、30トン規模と小さい焼却場で、過去3年の電気代が1,500万、1,700万、1,800万と、東電から買う電気料がどんどん高くなっているのです。ですから、やはり今回は、世界の先進国の方針、国の方針、そして私たち、伊豆半島の中心地にある、伊豆のその新しいごみ焼却場のあり方として、環境に優しく、災害時でも自ら発電しながら対応できる、そしてそれが技術的に82トンであれば十分にできるという、今、議員の技術革新のご指摘のとおりの方角でやるのが望ましいのだと考えます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） その発電機を仮につけないという、これは議論なものですから色々あるのですけれど、災害に陥った時、発電機を付けない場合はどういう運転の道があるのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。副管理者。

○副管理者（菊地豊君） すみません、これもちょっと私のほうから。私は、市長で今12年目なのですが、合併特例債も本当は今年、今年度末だったところが、実は5年延期してくださいというのは全国の大変厳しい声があったわけです。東海であれば、岐阜県、三重県で200億円規模のものが落札できない、岐阜市役所が250億円でも不落。全国で何が起こったかという、高く困るのではなくて、予定価格に入らない不落が続出しているわけです。私は今、下水道事業団の理事をやっているのですが、下水道事業でも、伊豆の国市さんも委託しています、不落続きです。ご存じのとおり、新潟県長岡では、予定価格を示してあるにもかかわらず、1者、それよりも高い札を入れた。つまりそれではできません、ということが起こっている中で、我々行政の責任者としては、一番心配したところは不落。応札がないということをお心配したのです。ですから何とか、こういう状況の中で、適切に計画したものを進めさせていただければ。これは、事業の適切性については、何度も何度も事務局のほうから説明させていただいておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） ご理解をしていただくかどうかというのは、私はもちろん理解をしつつあるわけですが、できる限り市民に向かって言っただけだとありがたいというふうに思っているのですけれど。設計建設業務費の100億9,800万円なんですけれど、先ほど管理者のほうから、財源内訳を聞かせてもらったわけでございます。両市

の一般財源だけで言えば、伊豆の国市が13億3,000万円、伊豆市が10億8,000万円ということのできている。これは先ほども議論があったのですが、当然、頭が安くなればそれは安くなる。これは当然ですね。ただ、今もこういう議論をしていますけれど、たまたま今副管理者が言いましたけれど、合併特例債が延長したために、これを使えるようになったわけです。中には、合併特例債も借金だから使う必要はない、という意見を私に言ってきた方がおります。わかるかわからないか、わからないけれど、合併特例債が入らなかつたら、どのくらい負担が増えるのか、というのはわかりますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） ご質問にお答えします。これは予算ベースでの積算ですが、合併特例債が延長される前の段階では、一般廃棄物処理事業債という起債を活用するという予定でおりました。こちらですと、一般財源が43億2,000万円になります。これが合併特例債になりますと、23億4,300万円。43億2,000万が23億4,300万ほどに、一般財源が減ります。構成市の負担で言いますと、一般廃棄物処理事業債の場合は、伊豆市では19億3,600万、これが合併特例債ですと予算ベースで10億5,000万。伊豆の国市で言いますと、一般廃棄物処理事業債の場合は23億8,000万、これが合併特例債ですと12億9,000万、という試算です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） 43億2,000万円のもものが24億1,000万円に減っていくという解釈でいいのかな、というふうに思うわけですが、金額が安い方がいい、これは先ほども言ったけれど、これは間違いなく誰が聞いても絶対安い方がいいのですね。ここはFMでは流していないけれど、FMで流れていれば「それは当たり前」という答えが返ってくると思うのですが、何で合併特例債を使わない方がいいんじゃないかというようなお話が出てくるかということ、例えば、全国的には高岡市であったり銚子市であったり新潟市であったり、全国で結構色々なところで財政破たんというようなことが流れているわけでありまして。当然、伊豆の国市としての財政のあり方というのは、私もこの9月の伊豆の国市の議会のほうでこれは議論しなきゃいけないことなのかな、と思っているから、それはまた改めてさせてもらうのですが、どちらにしても、今現在は、合併特例債を活用して、これを造り上げていくということについては、全く私は疑う余地がないというふうに思っているのですが、これは、管理者はどう思うのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

○管理者（小野登志子君） お答えします。先ほど菊地市長がおっしゃいましたように、この合併特例債延伸に関しましても、私も菊地市長も、総務省のほうにお願いに行っていました。そしてこれが延伸になったことは、本当に良かったなと思っております。この有利な、債務負担ですが、使わない手はないし、これで色々な事業に少しずつ振り分けて、色々な事業が前に進んでいくようになるのが、大変ありがたい、いいことだと思っております。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） ありがとうございます。色々、日当たりの処理量、82トンのことについて議論がされているわけなのですが、うちの82トンの根拠というのは、新ごみ処理施設基本計画書に書かれているわけですね。これは別に組合が作ったものではなくて、それぞれの、伊豆市、伊豆の国市がそれぞれの一般廃棄物処理基本計画に則って作ったものだというように、当然解釈しているわけですね。特に言われている

のが、新たな処理対象物というものが1,378トン、増えていると。これを、言い方がどうかかわりませんが、補助金を貰ったり、色々な過程の中で、この計画書を発するために増やしたんじゃないかというような議論まであったわけなのですけれど。例えば、剪定枝、農産物の残渣、し尿処理の汚泥、これを新たに加えたということなのだけれど、その辺のことについてちょっともう一度触れていただけませんか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 新たな処理対象物でございますけれど、剪定枝につきましては、主には木皮、樹皮から出るもので、こちらを計上しております。農作物残渣につきましては、これはミニトマト等のニューファーマーの事業者から出る茎ですね、そういったものを計上するというものでございます。し尿処理汚泥につきましては、し尿の処理施設の整備基本構想というのがございまして、その中で、従来は堆肥化しているものを、新しい炉ではこちらで焼却をするというものでございます。その他プラスチックにつきましては現在、両市とも委託処理をしております。それぞれ委託して、運搬プラスチック委託処理代をかけて、それぞれ熱回収したりエネルギー回収という形でしているわけですが、いずれにしてもこのその他プラスチックというのはお金をかけて外で処理をしているものでございます。これらを全て今度は、この新しい施設で燃やすということで、新たな対象物ということでこちらに加えております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） 必然的に、とにかくこの新たな処理対象物が平成34年、令和4年から、1,378トン入ってくるのだという計画が、それぞれの構成市で出されたものを合算してここに載せていると。これを根拠に一つの形ができているわけでございますので、無理に入れたというような経緯はないわけでございますね。イエス、ノーだけで結構ですから。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 議員のおっしゃるとおり、基本的な処理の対象物については、それぞれ構成市の一般廃棄物処理計画で定められているものでございます。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） これが、平成34年のごみなんですけどね、今現在のごみが、両方の構成市の計画よりも、今は多いほうに、まだ動いているのかなと思っているのですが、今の現状はどうなのでしょう。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 手元に細かい数字がないのですが、34年の処理に対して、計画が34年度なのですけれど、今現在、元年度では当然この計画よりもまだ数値が増えているということは確認しております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） そういう言葉を聞きますと、この基本計画書のとおりは今推移していて、ごみの量が、それだけ燃やせられるということ、私は確信していいわけですね。要は、この計画書に則って今、ごみの量が、あるいはこの量以上に入ってきている。だから、平成34年度以降も、新しい焼却炉で燃やすごみは、そこには出てくるという解釈でよろしいですか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 平成34年度時点の計画ですので、先ほど私がちょっと申し上げ

げました、今現在、30年度が一番新しい数字なのですけれど、資料が出てきたので読ませていただきたいのですが。平成30年度の燃やせるごみが2市合計で2万1,125トンです。民間処理委託しているもの、先ほど申し上げました、し尿処理汚泥ですとかプラスチック、これらが1,244トンございます。燃やせるごみが2万1,125トン、民間処理しているごみが1,244トン、合わせて2万2,370トンほどが今排出されているところでございます。当然この数値は平成34年度の計画書より多いわけでございます、数年あるのですけれど、そこに向けて、ごみ減量化ですとか分別とかを図っていくものかと思われませんが、現状としては今言った数字が平成30年度時点ですね、統計としては出ております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） わかりました。それぞれの構成市では分別収集というものを当然努力してやっていたかと思っているわけなんですけれど、今現在でも合計2万1,125トンのものが出ているということですので、それなりの、平成34年もこの計画書のようなデータのものが入ってくるのだろうなというように理解をしておきます。

ちょっと別件なのですが、この新ごみ処理施設基本計画検討委員会と新ごみ処理事業者選定委員会と、これは同じメンバーなんですけれど、私から見ますと、この方々の評価を基本に、色々なものを判断していかなければいけない点というのが多々あるわけですね。この方々を、特に市の関係者ではない方を選んだことの意味とか、その辺がもし述べられるようなら、お願いしたいと思います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 事業者選定委員会の中の、有識者の3人の方なのですが、まず二人の方、速水委員と横田委員については、この基本計画の策定委員会の委員でもございました。そして、植田委員長につきましては、日本PPP・PFI協会の専務理事、会長ということで、今回は官民連携事業ということで、先ほど言いました2名の有識者に、植田委員長を含めて3名、有識者ということでお願いをしました。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） 私から見ますと、さっきの非価格要素点ですね、これが29日に説明があるわけなんですけれど。私どもは、やはりこういうものを基本にして物事を判断していく。例えば、さっき言っている工事費、その金額、100億近い金額のものを私が積算するなんていうことは絶対にできないわけなんです。ですから、この先生方の開いた選定委員会等の内容の中を吟味しながら物事を進めていくという解釈なもので、少し聞かせてもらったわけでございます。今、色々聞いてきて、あるいは今日、私の前に4名の方が色々な質問をしたわけなんですけれど、さっき住民説明のことで少しお話をした時に、5地区には説明会、あとの地区にはチラシをというようなことだったので、チラシも過去何回か出してきていて、誤解も招いたというような例もあるわけなものですから、5地区に限らず、9月25日に向かって説明会をするというようなことは、今現在ないということでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） 9月25日までは、議案が可決されませんと契約をしたことにならないわけでございますので、今現在は単に落札者が決定したと。まだ仮契約も結んでおりません。落札者決定、という段階ですので、その辺は、議案の審議というものを後々控えているわけでございますので、契約前にあたかも事業者が決定したかのようなことで説明するというだけでは避けたいと思いますので。契約後に、最低でも2市に

は、契約後には事業者を交えて市民説明会を開催する予定ではおります。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） そういうことであるなら、致し方ないという点もあるのかもしれませんが、やはり市民の方一人ひとりがなかなかこの、お金だけでいけないということをどう理解するのか、かなり難しい問題なのかなと思うわけなのです。ですから、私どももそういうことを口で説明しながらやっていかなければいけないと思うのですけれど、なるべく説明の機会を作るように努力はしてもらいたいと思います。

さっきもダイオキシン、どういう意味で出たかちょっと忘れてしまったのですが、今の両市の施設というのは、冒頭申し上げましたように、稼働後25年が経過しているということで、かなり老朽化しているということで、ダイオキシンも昔のような問題は、今は起きてはいないという理解はしているものの、伊豆の国市の今の基準、これは国の基準に準じているということなのですけれど、5以下ナノグラムという単位で表しているのですね。新しい施設では、どれだけの自主基準を設けるつもりなのか、教えていただけますか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。事務局長。

○事務局長（望月昌浩君） そちらについては、地元佐野区との新ごみ処理施設建設及び操業に関する協定というのを結んでおりまして、定められております。別表ということで、自主基準値がダイオキシンに限って言いますと、法規制値は5ナノグラムTEQ/立米以下、5という基準がございます。これに加えて、上乘せ基準といたしまして、0.05以下ということですので、法規制値より100分の1以下という自主基準を設けております。

○議長（杉山誠君） 再質問はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） 老朽化が進んでいるということですから、こういう言い方も変ですが、いつ壊れるかわからない。そのごみを他に持っていけば何とかなるという以前に、壊れるものというのほどが壊れるかわからない中で、それがダイオキシンに関わるようなことがあったらこれはいけないわけでございますので、やはり早急にこれを完成していくということを考えてもらいたいなど、まず思っているわけでございます。

時間もないので、最後にちょっとお話をさせていただきますけれど、さっきも副管理者が熱く語られていたところがあるわけでございますけれど、今回の整備基本方針の骨格なのですが、先ほどの管理者の答弁の中にもあったのですけれど、地球環境及び周辺環境の保全という言葉があったわけでございます。まさしくここが重要な部分でございます。国が2018年6月に閣議決定した、第4次循環基本計画が新たに作成されたわけでございまして、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるかぎり軽減される循環型社会をめざし、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環基本計画を策定し、関連施策を総合的に推進してきたと。まさに、廃棄物処理施設が化石燃料に頼るだけでなく、今回の施設のように最新の技術を導入し、環境への影響を最小限に抑え、環境保全には万全を期するとともに、衛生的かつ安全面に配慮した近代的な施設を早期に造るべきと考えているわけでございます。冒頭にも申し上げましたが、この、二つの地域に反対され、計画を作るまでには長い年月がかかったわけでございます。佐野地区の住民の方々の気持ちを察すると、経済的な要素はもちろん取り入れるわけですが、国の方向性とと同じ、地球環境の保全と循環型社会を作ることは、それぞれの市に与えられた使命と考えているわけなのですが、その辺を管理者はどのように考えるかお聞かせください。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。管理者。

- 管理者（小野登志子君） 時間がありませんけれどもお答えをさせていただきます。八木議員の最後のことは、そのとおりであります。私たちは次の世代のために環境保全をしていかななくてはならないということ。これは次の世代に借金を残すのかと、こういう厳しいご意見もありましたけれど、そうではない。そのところが、私たちの世代できちんと終わるようにし、地球環境、周辺環境の保全、そして次の世代のために力いっぱい頑張っていきたいと考えているところであります。是非これは、推進してまいりますので、よろしく願いいたします。
- 議長（杉山誠君） これにて、6番、八木基之議員の一般質問を終了いたします。以上で一般質問を終わります。
- 議長（杉山誠君） ここで15時45分まで休憩といたします。

休憩 午後3時33分  
再開 午後3時45分

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

- 議長（杉山誠君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
- 議長（杉山誠君） 日程第6、報告第1号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の継続費の繰越しの報告について」を、議題といたします。  
管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。  
〔管理者 小野登志子君登壇〕
- 管理者（小野登志子君） 提案理由を申し上げます。報告第1号については、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の継続費に関する通次繰越額を報告するものであります。  
詳細については、事務局長に説明をさせます。以上です。
- 議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。  
〔事務局長 望月昌浩君登壇〕
- 事務局長（望月昌浩君） それでは、報告第1号の説明をさせていただきます。議案書の3ページをお願いいたします。こちらは平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算継続費の繰越計算書となります。3款衛生費、1項清掃費の新施設整備事業でございます。事業者選定アドバイザー業務委託料に係るもので、平成29年度から令和元年度まで3か年の継続事業となっております。継続費の総額でございますが、合計欄に記載しています3,795万7,000円でございます。平成30年度の継続費の予算現額は予算計上額1,515万8,000円と平成29年度からの通次繰越額2,279万9,000円を合わせまして3,795万7,000円、平成30年度の支出済額は2,474万6,185円となりまして、残額1,321万815円を令和元年度に通次繰越いたします。以上で説明を終わります。
- 議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。  
〔「ありません」の声あり〕
- 議長（杉山誠君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（杉山誠君） 日程第7、議案第5号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施

設組合会計決算の認定について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 議案第5号につきまして提案理由を申し上げます。本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計の決算の認定について、議決をお願いするものでございます。平成30年度に実施した主な事業といたしましては、生活環境影響調査の追加調査、平成29年度からの3か年度で行う事業者選定アドバイザー業務、循環型社会形成推進地域計画策定業務、そして、新ごみ処理施設整備費用対効果分析業務等がございます。決算の詳細については、事務局長に説明をさせます。以上です。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） それでは、議案第5号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算について」内容の説明をさせていただきます。まずは別冊の決算書の6ページをお願いいたします。決算書の6ページですけれど、平成30年度組合会計の歳入総額は1億1,682万2,756円、歳出総額は9,341万6,212円であります。歳入歳出差引額は、2,340万6,544円となっております。

少しページを戻っていただきまして、決算書2ページ、3ページをお願いします。歳入歳出決算書の歳入からでございます。1款1項負担金から4款1項繰越金までの合計で、予算現額1億1,682万3,000円に対しまして、調定額1億1,682万2,756円、収入済額も同額で1億1,682万2,756円となっております。不納欠損額、収入未済額についてはございませんでした。

4ページ、5ページをお願いいたします。次に歳出でございます。1款1項議会費から4款1項予備費までの合計で、予算現額1億1,682万3,000円に対しまして、支出済額9,341万6,212円、翌年度繰越額1,321万815円、不用額1,019万5,973円となりました。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。決算書附属書類、事項別明細書の歳入でございます。1款1項1目構成市負担金は、2市からの負担金でございます。一部事務組合の会計は、補助金や雑入等の諸収入を除きまして、2市からの負担金で賄っているところであります。負担金の計算方法につきましては、総額の50%を均等割、残りの50%をごみ量割としまして、平成30年度は平成29年3月策定の計画処理量により按分しております。負担金の額につきましては伊豆市分が3,457万200円、伊豆の国市分が4,349万2,800円となりました。

2款1項1目衛生費国庫補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金の年度間調整によりまして、平成30年度は0円となりました。

3款諸収入のうち、1項1目雑入は、情報公開請求に伴うコピー料、2項1目預金利子は、指定金融機関担保金の利子で、合計1,508円ございました。

4款繰越金は、平成29年度からの繰越金が1,595万9,248円、事業者選定アドバイザー業務委託料に係る通次繰越金が2,279万9,000円で、合計3,875万8,248円でした。

以上、歳入合計で収入済額1億1,682万2,756円でございます。

次の10ページ、11ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。

1款1項1目議会費につきましては、予算現額37万4,000円に対しまして、支出済額31万9,720円、不用額5万4,280円で執行率85.49%ございました。こちらの支出につつま

しては、組合議会運営事業ということで、議会の開催と運営を行うための費用です。

次に、2款総務費のうち、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、予備費から61万5,000円を充用した予算現額6,047万6,000円に対しまして、支出済額6,045万5,075円、不用額20,925円で、執行率99.97%でございました。こちらの支出につきましては、主に組合職員の人件費負担金、組合事業に必要な物品等の購入、組合事務室、パソコン等機器の借上げに係る費用、また過年度構成市負担金精算金等でございます。

次に、2項監査委員費、1目監査委員費につきましては、予算現額23万5,000円に対しまして、支出済額19万9,142円、不用額3万5,858円で、執行率84.74%でございました。こちらの支出につきましては、監査委員運営事業ということで、地方自治法に基づく監査の実施に伴うものです。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。3款1項1目清掃総務費につきましては、予算現額5,435万3,000円に対しまして、支出済額3,244万2,275円、翌年度繰越額1,321万815円、不用額869万9,910円で、執行率59.69%でございました。こちらの支出につきましては、新施設整備事業ということで、一般廃棄物処理施設建設に伴う事業に係る費用でございます。平成30年度の主な事業としましては、生活環境影響調査の追加調査、平成29年度から令和元年度の3か年度の継続費で行う事業者選定アドバイザー業務、循環型社会形成推進地域計画策定業務、新ごみ処理施設整備費用対効果分析業務等を実施しております。

その下の、4款1項1目予備費につきましては、61万5,000円を総務一般管理事業へ充当しております。

以上、歳出合計で支出済額9,341万6,212円、継続費通次繰越額1,321万815円、不要額1,019万5,973円でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。実質収支に関する調書ということでございます。歳入総額1億1,682万3,000円、歳出総額9,341万6,000円、歳入歳出差引額2,340万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、継続費通次繰越額が1,321万1,000円でございます。よって、実質収支額につきましては1,019万6,000円になります。

次に、16ページをお願いいたします。財産にする調書でございます。1の公有財産のうち、まず(1)行政財産の土地及び建物につきましては、前年度末と変更ございません。こちらについては、平成27年度に取得した施設の建設用地でございます。(2)普通財産としての土地建物、(3)山林、(4)物件の取得はございません。18ページをお願いいたします。(5)有価証券、(6)出資金及び出捐金についてもございません。2の物品につきましては庁用車を組合で1台保有しております。前年度末と変更ありません。3の債権、4の基金についてはございませんでした。

また、地方自治法第233条第5項に定める主要な施策の成果を説明する書類としての「事業別決算概要報告書」の平成30年度版は別添のとおりとなります。

以上で、平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の説明とさせていただきます。

○議長(杉山誠君) 説明が終わりました。ここで、監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書の補足説明を求めます。笹原監査委員。

(5番 笹原恵子君登壇)

○5番(笹原恵子君) 議員選出の監査委員、笹原です。議案第5号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について」、審査を実施した結果と意見を

述べさせていただきます。議案書の7ページをお願いいたします。去る6月26日、伊豆市役所中伊豆支所3階第5会議室において、平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算審査を実施いたしました。決算書及び歳入歳出事項別明細書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も適正であると認められました。

審査を実施した結果、監査委員として、審査意見を述べさせていただきましたので、申し上げます。まず1点目は、組合予算の適正な執行について、でございます。今後も地方自治法に規定されているとおり、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、適正な予算執行をお願いいたします。2点目は、新施設整備事業について、でございます。新ごみ処理施設の整備につきましては、当初の予定より事業が半年遅れとなっていることから、適正なスケジュール管理により、事業の進捗を図っていただきますようお願いいたします。3点目は、市民への情報発信について、でございます。これまで、建設計画チラシの全戸配布、両市広報紙への記事掲載、ホームページへの掲載などが実施されてきましたが、引き続き、市民にわかりやすい形での情報発信に努めていただくようお願いいたします。以上でございます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第5号「平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 起立者全員。よって、本案は原案のとおり認定されました。

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第8、議案第6号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 議案第6号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」につきまして、提案理由を申し述べます。本案は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1,019万5千円を追加し、予算総額を2億6,419万5千円とするものであります。詳細については、事務局長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議長（杉山誠君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 望月昌浩君登壇〕

○事務局長（望月昌浩君） それでは、議案第6号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」の内容の説明をさせていただきます。議案書の別

冊、1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条第1項にあります、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,019万5,000円を追加して、予算総額を2億6,419万5,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。2ページの歳入でございます。補正額につきましては、3款繰越金が1,019万5,000円の増額となり、歳入合計は補正前の額2億5,400万円に補正額1,019万5,000円を追加しまして2億6,419万5,000円とするものでございます。

次に3ページの歳出でございます。補正額につきましては、2款総務費、1項総務管理費が1,019万5,000円の増額となりまして、歳出合計は補正前の額2億5,400万円に補正額1,019万5,000円を追加しまして2億6,419万5,000円とするものであります。

次に6ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,019万5,000円の増額につきましては、平成30年度決算で生じた歳入歳出差引額2,340万6,544円のうち、通次繰越額1,321万815円を減じた1,019万5,729円を令和元年度に繰越すものでございます。当初予算に1,000円計上してございますので、補正額は1,019万5,000円になります。

次に8ページ、9ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を1,019万5,000円増額しまして、23節償還金利子及び割引料、説明欄に記載がありますとおり、過年度構成市負担金精算金としまして、平成30年度から繰越した剰余金を構成市に返還するものでございます。

以上で令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第6号「令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第9、議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定について」を議題といたします。管理者から、提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 小野登志子君登壇〕

○管理者（小野登志子君） 議案第7号につきまして提案理由を申し述べます。本案につきましては、令和2年1月1日から、令和3年12月31日まで、スルガ銀行株式会社を当組合の指定金融機関として指定するため、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。なお、指定金融

機関につきましては、効率的に会計処理を行うことができるよう、当組合の出納事務を委託している伊豆市にあわせて指定しております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（杉山誠君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。議案第7号「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定について」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（杉山誠君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山誠君） 日程第10、請願第1号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業の落札者決定に関する請願書」を議題といたします。紹介者から、説明を求めます。3番、西島信也議員。

〔3番 西島信也君登壇〕

○3番（西島信也君） 3番、西島信也です。それではお手元にあります請願書を朗読いたしまして、説明と代えさせていただきます。

請願者、住所、伊豆市青羽根27番地の1、氏名、土屋通夫。紹介議員、西島信也、私でございます。題名は、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業の落札者決定に関する請願書。最初に請願の趣旨。伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合は、同組合のホームページで伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業の落札決定について概略以下のような内容を公表しました。伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合は令和元年7月10日、平成30年11月11日付で公示した伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設・整備運営事業に係る総合評価一般競争入札において、応募者から提出された事業提案書に関して、新ごみ処理施設事業者選定委員会において、落札者決定基準に基づき提案内容を審査した結果、最優秀提案者が選定された。伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合は、選定委員会の選定結果を踏まえ、下記のことを落札者として公表する。

1、落札者、桜グループ。構成員、代表企業、荏原環境プラント株式会社東日本営業部。協力企業、若築建設株式会社、若築建設株式会社静岡営業部、青木興業株式会社、中豆建設株式会社、土屋建設株式会社。2、落札金額。入札金額172億7,240万円、消費税及び地方消費税を含まない。内訳、設計建設業務費93億5,000万円、以下同じです。運営業務委託費79億2,240万円、以下同じです。

また、ホームページには掲載されていませんが、組合議員の説明の中で、別途、施工監理料が決定と説明があった旨お伺いしています。

新ごみ処理施設建設を考える会や多くの市民は債務負担行為206億円について、設計建設業務費、運営業務委託費があまりにも高額であると見直しを求めてきました。その理

由は以下にあります。次のページをお願いします。

1、債務負担行為の算定根拠を作成したプラントメーカーを明らかにしていない。そして、設計建設業務費、運營業務委託費の明細が公表されていない。2、他の自治体の例と比較しあまりにも高額すぎる。

今回の落札者決定をホームページで確認しても、落札者と入札金額しか発表されていません。これでは、市民が落札結果について比較検討することはできません。また、別途決定された施工監理料については内容が一切不明です。

請願項目。1、設計建設業務費について、以下の項目ごとに事業費を明らかにしてください。(1) 機械設備工事、①受入れ供給設備②焼却設備③燃焼ガス冷却設備④排ガス処理設備⑤余熱利用設備⑥通風設備⑦灰出し設備⑧給水設備⑨排水処理設備⑩電気設備⑪計装設備⑫雑設備。(2) 土木建築工事、①建築工事②土木工事及び外構工事③建築機械設備工事④建築電気設備工事、(3) 共通仮設費、(4) 現場管理費、(5) 一般管理費、(6) 設計建設業務計(1+2+3+4+5)。2、運営維持管理業務費について以下の項目ごとの20年間の年度別事業費を明らかにしてください。(1) 運転経費、(2) 人件費、(3) 維持管理費、①保守管理費②修繕更新費、(4) その他経費、(5) 年度計。大きな3番、施工監理費について、以下の項目ごとに説明をしてください。①施工監理とはどの業務ですか②施工監理を受注した企業はどこですか③施工監理費の算出根拠。

上記については、令和元年8月30日までに明らかにしてください。以上でございますが、ただいまの請願項目1、2、3とあるわけですが、3の施工監理費以外のところですね。1と2、設計建設業務費、2の運営維持管理業務費については、私が見積書の開示請求をして、黒塗りになって返ってきたわけですけど、それと項目はほとんど一緒でございます。これは市民の知る権利でございますから、是非、私が出した黒塗りのようなことにならないように、是非、議員の皆様のご賛同をお願いする次第であります。以上です。

○議長(杉山誠君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質問者は、自席で質問をお願いいたします。質疑はございますか。7番、柴田三敏議員。

○7番(柴田三敏君) 7番、柴田です。請願の趣旨の中で、新ごみ処理施設建設を考える会や多くの市民は債務負担行為206億円について、設計建設業務費、運營業務委託費があまりにも高額であると見直しを求めてきました、とございますが、多くの市民とは、何人くらいを示しているのでしょうか。具体的数字がわかりましたら、お示してください。もう1点は、他の自治体の例と比較しあまりにも高額すぎる、としておりますが、あまりにも高額すぎる、とする根拠は何でしょうか。以上です。

○議長(杉山誠君) それでは答弁をお願いします。西島信也議員。

○3番(西島信也君) 最初に、多くの市民が高すぎると言っている、ということなのですが、何人くらいかということなのですが、新ごみ処理施設建設を考える会というのがありまして、そこで署名を、見直しを求めるといって、新焼却場の計画の見直しを求めるといってそういう署名がありまして、現在、段々と増えているのですが、現在のところ1,500名くらいの署名が集まっておりますが、これは今、増加中でございます。それから2番目の、いくら高いのかということですが、今回、206億円が債務負担ですが、落札価格が消費税8%として、186億5,000万円、こういうことになっているわけでございます。例えば、これは柴田議員も視察に行ったと思うのですが、調布市三鷹市、ここが組合があるのですが、ふじみ衛生組合といいますけれど、1日当たりの

処理能力が288トンでございます。もちろん発電設備も付いております。20年間の維持管理費も込みでございます。いくらかと申し上げますと、20年間で151億円ということでございます。それから近隣でいいますと、御殿場小山、これが143トンでございます。発電設備付きでございます。建設費が66億円、維持管理費が20年間で70億円、合計しまして、143トンにもかかわらず、136億円と。それから、伊東市ですけれど、近くの伊東市、142トン、発電設備はありません。それから建屋は既設の建屋を使って、焼却炉の建設費が29億円、それからこの伊東市はDBOをやっておりませんで、何年間の維持管理費を一括頼むということはやっていませんが、聞いたところによりますと、委託費が1年間に約2億円程度、ということで、20年間に換算いたしますと69億円。それからこれは茨城県の稲敷市美浦村、江戸崎衛生土木組合といいますが、これは1日当たりの処理能力が70トンで発電設備あり、ということでございます。維持管理費が15年間で、建設費と合わせまして、102億円、これを20年間に換算いたしますと、136億円ということになります。しかしながら、伊豆市伊豆の国市は20年間合計で、186億5,000万円と、こういうことになって、これほどから見ても高いではないか、と市民の皆さんは思うわけでございます。以上でございます。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。柴田三敏議員。

○7番（柴田三敏君） あまりに高額。それぞれの施設によって、様々に条件が違っておられます。平準化した比較ができないことは、ご承知とは思いますが。どのような基準で比較したのですか、お伺いいたします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 各施設によって、それは当然違って来るわけですが、伊豆市伊豆の国市で建設しようとしている佐野地区ですね。佐野地区が高い、伊豆市伊豆の国市が高いというなら、何で高いのかというのを先に言えば、こちらだってわかるわけですが、高くなる要素が見当たらないので。これこれこういうことだから、伊豆市伊豆の国市は高いんだよ、他に比べて高いんだということがわかれば、私もそれは納得するかもしれませんが、そういうことを一切明らかにしていない、言っていないということで、かえって他のところのほうが高いかもしれないと思うわけでございます。例えば、御殿場市小山町というところは、これはさっき言いましたが、143トンで136億円、20年間ですけれど。これは、下水道の汚泥も燃しているわけです。乾燥設備も付いているわけですね。かえってこっちのほうが、お金がかかっているわけです。伊豆市伊豆の国市は、乾燥設備は、私はないと思ったのですけれど。そういうことで何が、伊豆市伊豆の国市はこういうことで高いのだよ、といえれば私も納得するかもしれませんがね。そういうことが一切ない。どっちかといえれば平坦な土地に造っていますから、お金はかからないのじゃないかと思うわけでありまして。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。柴田三敏議員。

○7番（柴田三敏君） 最後ですね。既に落札者が決まった段階で、見直しをするということは、相当な困難を要するというふうに考えるところですが、多くの市民が見直しを求めてきたとする、わかりやすい根拠を示していただけませんか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 署名に、1,500人以上の署名者があったということが一つあるわけですが、どういうわけでそういうのを求めてきたかという、それはやはり皆さんが、伊豆市伊豆の国市だけじゃなくて、よそのところも勉強されて、それで、高いのじゃない

いかな、と思っているのじゃないかと思えますね。これは私から見ても、非常に高いと思うわけですね。是非、これはお金の問題ですから、全部で200億円。あと何十億円も安くなれば、それは、これに越したことはない。安心安全の施設を造るのにおいて、ちゃんとした企業に、ブラックな噂の出ないような企業にやってもらえれば。そして、安くできれば、市民の利益に繋がると思うのですね。高いとなると、借金ばかり背負ってしまっていて、これから先の伊豆市伊豆の国市の経営が立ち行かなくなるということだって十分考えられる。現に、伊豆市はもう、消滅可能性都市ということになっていますね。もう何年か先には消滅しちゃいますよと。社人研の統計でも、20年後には1万5,000人になってしまうと。人口、今、3万1,000ですけど、半分以下になってしまうという。そういうところに、そうやって経済が縮小していくところに、大金をかけて大きな設備を造って、それがいいのか、という話です。維持管理だって大変になってくるわけですよ。これから、人口が半分になれば、税金だって半分近くになっちゃいますよ。だから、そこら辺を是非、考えていただきたいというところで、それを市民の皆さんが請願として、というか、請願は、明らかにしてくれと、内容を明らかにしてくれと、それで市民としても判断をします。いいのか、悪いのか。そういうことだと思うのですね。以上です。

○議長（杉山誠君） 他に質疑はございますか。5番、笹原恵子議員。

○5番（笹原恵子君） 笹原です。先ほど来おっしゃっている、西島議員にお聞きします。請願項目に書かれている、工事内訳についてなどですが、伊豆市伊豆の国市においては、過去に工事内訳を公表した例はないと聞いています。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令でも、そういうものがありますけれど、地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表第7条として、契約を締結した時は次に掲げる事項を公表しなければならない、とありますけれど、次に掲げる事項の中には、工事内訳は含まれていません。そこで三つほど質問いたします。一つ、あえて法律で担保されていない工事内訳、そして項目ごとの事業費を明らかにしようとする理由は何でしょうか。二つ目、開示請求という形にすれば、決定は1か月以内に出されます。この請願は7月29日出されているので、これが開示請求であるならば、8月末には結果がわかるので、要求されている8月30日と同じになるのですが、なぜ開示請求にしなかったのでしょうか。先ほど来おっしゃっている、黒塗りだということもあるでしょうけれど、その辺の説明をお願いいたします。また、令和元年8月30日までという期日を指定した理由も示してください。三つ目は、設計施工、設計建設業務費と運営維持管理業務費として、細かな数字を明らかにするというところで、市民の利益にどのように結びつくと考えているのか、その辺も示してください。

○議長（杉山誠君） それでは答弁をお願いします。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 最初に、請願項目の中の、色々細かい設備費であるとかそういうものを明らかにしてくれ、という理由ですね。私は請願者ではないから、よくはわからないですけど、とにかくこれは、どこから出てきたかと言いますと、私が請求した情報開示の中の黒塗りから、黒塗りされていないところを見たら、こういうものが載っていたということなのですね。ですから、それはそれで書いたと思うのですね。それから、こういうことは今までやったことがないと言うのですけど、請求しないから開示していないわけで、市民が請求したら開示してと、請求したのならそれは開示してよろしいじゃないですかね。請願ですけどね。なのに、今までやったことがないから、やる必要がないと、そんなことはないと思います。開示してはならないなんて、どこにも書いてな

いでしょう、それには。そういうことです。それから2番目の、8月末になっているわけですけど、先ほど笹原議員は、開示請求はひと月と言ったけれど、ひと月ではなくて15日です。15日が開示請求の期限なのですけど、15日かあるいは14日だと思うのですけれど。何で情報開示しないで請願にしたかということ。情報開示というのは執行部側に求めるものなのですね。請願というのは議会に対して、議会の、議員の皆さんがどう考えているのか。先ほど私は黒塗りと、自分のことを言いましたけれど、黒塗りと請願とは違いますけれど、似たようなところがありますので、あえて言いますけれど、黒塗りについて、議員の皆さんはどう考えているのか、そういうことを聞いているわけなのですよ。明らかにしてくれということ。ですから、対象が、執行部への情報開示と、請願は、あくまでも議員に対する、議会に対する請願でございますから、議会がそれをどうするか決めるわけなんです。そういうことで請願にしたと、私は思います。それから3番目の、こういうことを聞いて、市民の利益に何になるのだと、そうおっしゃっているわけですけど。それは、私は変な質問だと思うのですけれど。要するに、焼却場建設と維持管理費の内訳を明らかにして、それでこの金額、落札者の金額が正しいかどうかということ、市民が判断をすると。市民がいいか悪いか決めるわけじゃないでしょうけれど、市民としても、そういう知る権利が当然あるわけだと思うのですね。こんなことを聞いたってしょうがないじゃないかと、市民の皆さんは黙っていると、聞いても自分の得にならなかつたら、そういうことじゃないと思うのですね。こういうものを聞いて明らかにして、そういうことがこれは民主主義の根本なんです。税金の使い方をどうするかということ。ですから、どういう市民の利益があるかということですけど、それはやはり、正しい税金の使い方を市民が把握すると、そういうことだと思うのですね。以上です。

- 議長（杉山誠君） 西島議員。8月30日とした理由も聞かれていますのですけれど。
- 3番（西島信也君） これは確か、曜日の関係であると思うのですけれど。土日が31日に入ったのじゃないかと、私は思いますけれど。
- 議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。笹原恵子議員。
- 5番（笹原恵子君） 先ほどの8月30日ですけど、曜日の関係で1日、2日ずれてもという、そのくらいのレベルなのでしょうか。それとも、半月とかそういう形でおっしゃっているのか、その辺もご返答お願いします。もう一つ、先ほどの一般質問の中で、鈴木議員の質疑の中で事務局が、契約前の開示はできない、というような形の答弁があったと思います。それについてはどのようにお考えなのか、お願いいたします。それと、請願の趣旨の中で、市民が落札結果について比較検討することはできません、としていますけれど、仮に、法律で義務付けられていない事業費の内訳という細かい数字が公表されたとして、それをどのような形で市民が比較検討するつもりでいらっしゃるのか、お考えを示してください。
- 議長（杉山誠君） 答弁を願います。西島信也議員。
- 3番（西島信也君） 最初の、8月30日までに明らかにしてください、ということですけど、これは、情報開示が14日か15日ですね、ですからそれに合わせて15日。今日は13日ですけど、それに合わせて、概ね半月程度で答えてくださいと。もう落札しているわけですから、詳しく調べることもないと思いますから、わかっていることですから。相手が笹原環境とわかっていることですから、聞けばすぐわかるんじゃないかと思えますね。それが15日、8月末の問題ですね。それから、契約前にお知らせすることはでき

ない、ということがありますね。これは、どういうことだかよくわかりませんが、こういうものを開示してくださいと、明らかにしてくださいということは市民の、請願者の考えですから、だめということは、法律に書いてあったか知らないですけど、書いてあるのだったらお示しをしていただきたいと思いますと思うんですけど。それから、市民がどうやって検討するのか、ということですけど、それは私にはわかりません。それは市民の方が色々検討するのでしょうか。色々な方にお聞きしたりもして。それを、私が、こうやって検討しろ、なんて言うわけにはいきませんから。それこそ、議員以上にこういうことを研究して、検討している方もいらっしゃるということなのです。我々議員だって、市民からそんなことを明らかにしてくれと言われる前に、何で議員が自らそういうことを検討して聞きに行かないんですか。そういうことを私は言いたいと思います。以上でございます。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。笹原恵子議員。

○5番（笹原恵子君） 先ほど来おっしゃっている、細かな数字ということに関して、これを明らかにすることができない状態である、そういう段階であるということは、事務局が先ほどからおっしゃっているのですけれど、そのことについて、最後に質問して終わりにします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。西島信也議員。

○3番（西島信也君） この請願は、この下に見積書の黒塗りがあるわけですけど、笹原議員もそうおっしゃっているのですけれど。何で、細かな数字を上げなければならないか。私は、黒塗りの時は、上げてくれということで、こういう細かなことは、私は書きませんでしたよ。書きませんでしたけれど、戻ってきた黒塗りの中の、黒塗りされていない部分にこういうものがあつたということですね。こういうことは、市民がそういうことを知りたいと要求しているのですから、市民の要求を我々議員がだめだと言うのですか。私はそれがおかしいと思うのです。契約前に、こういうことを明らかにしてはだめだというふうに事務局は言っていると、そうおっしゃっているのですけれど、だからまさにそれが今裁判になっているわけです。私が裁判を6月20日に起こしまして、静岡地裁で審議するのでしょうか。それがまさに裁判になっているわけなんです。私はこんな黒塗りを貰って、いいですよ、すいませんでした、ありがとうございました、とそんなことでは引き下がらないですよ。以上でございます。

○議長（杉山誠君） 他に質疑はありませんか。6番、八木基之議員。

○6番（八木基之君） 一つ伺いますけれど、情報公開条例で土屋さんが直接これを出したものと、議会を経由したのでは結論がどこか違うというふうに解釈しているのでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 情報公開を求めたのは私なんです。西島が求めたんです。土屋さんは請願をやっているということなんです。何か関連があるかと、多少関連があるわけですね、内容的には似ているから。関連はあるわけですけど、はっきりしておきたいのは、裁判を起こしているのは、私西島信也が、申し訳ないけれど、小野市長を被告として私が原告で、裁判を起こしているわけなんです。請願につきましては、これは土屋さんが一人を出したものであります。内容的には似ていますけれど、そういうことでございます。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。八木基之敏議員。

○6番（八木基之君） 私は、その辺は重々承知しております。西島さんが、見積りの段階で情報公開条例に則って、書類を提出したと。今回、議会を経由してこれを出して、市はどうやって出してくるかという、情報公開条例の中で、これを最終的には、議会がこれを可決したとして、これを公表していくのですね。そうなった時に、西島さん自身が土屋さんに、紹介議員として、情報公開で市に出せばこれは公開、もちろん、できる、できないというのがありますが、でも、議会を経由したから、例えば中身が変わるというものではないと、私は解釈しています。その辺はどういうふうに考えているでしょうか。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。西島信也議員。

○3番（西島信也君） 私は、情報公開条例に基づいて、情報公開してくれということを出したわけで、それが裁判になっている。この、土屋さんのほうは、請願ですから、制度的には全然違うのですよ。さっきも言いましたが、情報公開というのは、執行部側に市民が出すのが、情報公開を求めるのは、市民が、私は議員も兼ねているのですけれど、執行部側に出してくれというのが情報公開。これは請願ですから、請願はあくまでも議会に対して出しているのですよ。議会が認めれば、議員の皆さんが認めれば、議会から執行部へ送付すると。それを尊重しなければならないと、こういうことになるわけですね。土屋さんは、議会に請願を出しているのです。私の裁判は、議会には関係ないです。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。八木基之議員。

○6番（八木基之君） 西島さんの言われていることは理解をするのですが、私は別に西島さんの裁判の、係争中のことを言っているのではなくて、これがそのまま採択されて市に行った場合は、市は何をもとに公開していくのかという、情報公開条例が基本になっていくのかなと、私は思っているものですから、最終的には同じ道に行くのかなと。議会を経由しようが自分で出そうが、出す一つの基準というのはそういうものになって出していくのかな、というふうに私は思ったものですからご質問させてもらったわけです。以上です。

○議長（杉山誠君） 他に質疑はございますか。2番、鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） 聞いていて、あまりよくわからなくなってきちゃったので、整理をさせてもらいたいですけれど。請願項目の1と2番、事業費を明らかにしてくださいということで、市民が知る権利を保護してもらいたいという思いで、私もよくわかるし、一般質問で取り上げたくらいなので、よくわかるのですが。ただ、西島さんの、紹介議員の説明を聞いていると、土屋さんが今回請求している請願の、事業費を明らかにする方法も、いわゆる、西島さんが開示請求して部分開示になってしまったあの見積書の黒塗りしているところをもう一回剥いてもらいたいというようなことに聞こえてしまうのですけれど、そういうことでよろしいでしょうか。それと、笹原議員も聞いていましたが、明細、どれくらいの費用がそれぞれかかっているというのは、ある程度の判断の目安に私も使えるかと思うのですが。問題は、他の自治体の例と比較してあまりにも高いという結論付けになっているのですが、私も実際、感覚として高いんじゃないか、くらいで、確証が持てていない。というのは、他の自治体の、こういう事業費の明細というデータはないものですから、ここでうちの組合の事業費が明らかになったところで、比較検討というのは難しいのではないかと。相場観ということで、単価とかその辺があれば、今の物価状況であるとか、例えば国交省あたりでデータを公表しているので、そ

ういうものと比較検討するとか、そういう方法はあると思いますが。請願をした中で、出てきた資料の分析というのはどういうふうにするか、今一度お答えいただければと思います。

#### ◎会議時間の延長

○議長（杉山誠君） 審議の途中ではありますが、ここで、会議時間の延長について、を議題といたします。それでは、お諮りいたします。本日の会議時間を、議事の都合上、延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決まりました。

○議長（杉山誠君） それでは答弁をお願いします。西島信也議員。

○3番（西島信也君） この請願によって、私の請求した情報開示の黒塗りの黒の部分ですね、これによって剥ぐことができるかということなのですが、これはさっきも言いましたが、似てはいますけれど全然別なものであって、私はその黒塗りは剥いてもらいたいわけなのですが、自分が審査、審議する過程で、これは、私は議員としての立場で言いますと、黒塗りを剥いてもらいたいわけなのですが、これは、組合が黒塗りで出てきたわけですから、文句があるのだったら裁判へ訴えろと書いてあるわけですよ。用紙に、文句があるのだったら審査会へ訴えるか裁判に訴えろと。だから私は裁判に訴えたんです。私は、自分のことについては、自分の黒塗りについては、裁判で決着をいたします。そういうことで、土屋さんの請求している請願につきましては、これは似ているけれど別なものですから、それはそれでやっていただくということでございます。2番目のご質問ですが、この資料を貰って、どういうふうに資料を分析するかということなのですが、それは、私はご本人じゃないから、よくわかりません。それはそれで、さっきも言いましたが、色々な手段を使って資料を分析すると思いますよ。それで請願を出してきているわけですから。ただ出して、ただ貰って、そのまましておく、ということはないと思います。まずは、執行部側が出すか出さないかより前に、ここの議長を除いた7人の議員が賛成するかどうか、そっちのほうが大事なんですよ、これは。ですから、その資料につきましては、私が請求しているわけではないですから、それは土屋さんが、ちゃんと資料を分析すると思います。それで、7人の議員が、市民の知る権利なんてどうでもいいと言うなら、私はそれで、そういうふうにしていただければいいし、やっぱり知る権利は大事だということになれば、賛成をしていただきたいと思います。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） ますますわからなくなってきましたが、西島さんは紹介議員でいらっしゃるのです、よく紹介議員をやられるのですけれど、請願者が、うちの場合、陳述できないというルールになっているので、西島さんが代理して説明して下さっているのですが、お聞きしていると、一番肝心な請願者の意思というのがちょっと伝わらない気がするんですね。データの活用方法についても、どういった形で活用したいのかとか、事業費を明らかにするその文書のフォームも、西島さんの裁判の話は全く別の話なのでその話はいいと思うのですが、どういう形、形にこだわらず当局のほうが用意すればいい

いのかとか、その辺がちょっとよくわからないですけど。

議長、ちょっと異例なのですが、請願者がいらっしゃれば、請願者に直接、その辺をお聞きしたいのですが、それは叶わないでしょうか。

○議長（杉山誠君） その件については、事前に正副議長で話し合いをしたのですが、伊豆市伊豆の国市の組合議会に、その規定がないということ。規定を外して、例外的に行うということが、今後のそういったことに対して問題が起きる場合があるということと、ここは本会議場ですので、議員あるいは執行部以外の発言が認められていないということもありまして、今回は、請願者に対する陳述の機会というのは認められないということになりましたので、ここで提案されても、少し難しいというふうに思います。

○議長（杉山誠君） 鈴木正人議員。

○2番（鈴木正人君） 3回目です、最後なんですけれど。そういうことであれば、西島議員に土屋さんの思いを確認したいのですが。黒塗りの見積書の塗り潰されたところを剥いでくれと、そういう要求ではないと。別の方法でもいいから、こういったことを明らかにできる方法を当局側のほうで考えてもらいたいと、そういう認識でよろしいでしょうか。それだけお願いします。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。西島信也議員。

○3番（西島信也君） それではお答えをいたしますけれど、土屋さんの請願は、ここに書いてあるとおりのことをございまして、別段、黒塗りは全然関係ないわけですから。黒塗りとは関係なしに、これを明らかにしてくれと。機械設備工事、それから土木建築工事、その他色々、運営維持管理、業務費とか。そういうことについて、明らかにしてくれということをございまして、黒塗りとは直接の関係はございせん。以上です。

○議長（杉山誠君） 他に質疑はございせんか。8番、田中正男議員。

○8番（田中正男君） 私も確認したいのですが、先ほどから、西島議員の出した情報開示の件と、両方出てきましたので。西島議員の情報開示のほうは、当局が、それは出さないということで、裁判になっているということで。この場では、請願者が請願を出してきた、住民のそういう要求に対して、議会がどう判断するかということで、これに対して、当局が出せる、出せないということは関係ないということでいいですね。ここでは、請願者の趣旨を酌んで、当局に出すことを求めたことについて、議会として、妥当であろう、ということ判断する場ということよろしいでしょうか。確認したいと思います。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。西島信也議員。

○3番（西島信也君） まさに請願というのは、議会に対しての請願なんです。当局側に対して、こういう事業費を明らかにしてくださいというのを、議会がどう判断するかということなんです。仮に賛成多数で通ったとして、当局側へ送付した場合、それを当局側が、これをそのままやるのか、あるいは一部開示するのか、それとも全面非開示にするのか、それは当局側のお考えでしょうから。ただし、当局側は、議会の意思ですからね、これは。議会の意思ですから、仮に請願が通ったら、それは、尊重することは必要だということになっております。しかし、全面的にそれにこだわることはない、当局側は議会と喧嘩をしてもいいから出さない、と言ったって、それはそれでいいわけですが、とにかく、この議会で7人の議員さんが、この請願はもっともだと、市民に知る権利、知る機会を与えるべきだと、そういうことを決めるのが、この伊豆市伊豆の国市の廃棄物議会、ということをございせん。以上です。

○議長（杉山誠君） 再質疑はありますか。田中正男議員。

○8番（田中正男君） わかりました。ここで判断するのは、当局がこれを出せないだろうとか、出せるだろうとかいうことではなくて、議会として、その住民の請願に対して、それをどう捉えるかということに徹すればいいわけですね。例えば、今やっている裁判で、黒になるのかどっちなのかわかりませんが、その判断を求められているというふうには考えずに、裁判の結果に対して、ここで賛成、反対したことが、影響が及ぶということはないと考えていいですね。ここはあくまでも住民の請願をどう捉えるかということで。

○議長（杉山誠君） 答弁を願います。西島信也議員。

○3番（西島信也君） これはあくまでも、この議会の、議員の皆さんの判断ですから、当局側が出すか出さないかという、そういう付度する必要はないと思います。純粋に、自分のお頭で、頭脳を考えていただいて、これを出したほうがいいのか、これは市民の権利擁護になると、市民の知る権利を満足させられるかと、いうことでございます。それから、裁判ですけど、さっきも言っていますけれど、この請願と裁判は何も関係ないわけですから、それは全然お考えにならなくていいと思います。

○議長（杉山誠君） 他に質疑はありますか。それでは、これにて質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（杉山誠君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。それでは、お諮りいたします。請願第1号「伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業の落札者決定に関する請願書」について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（杉山誠君） 起立者少数であります。よって、請願第1号は不採択となりました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（杉山誠君） 以上で、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本議会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任させていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（杉山誠君） 異議なしと認めます。よって、整理を議長に委任させていただきます。

これにて令和元年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を閉会いたします。大変にご苦労さまでございました。

閉会 午後5時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

杉山 誠

署名議員

波多野 靖明

署名議員

鈴木 正人